
平成 30 年度 事業報告書及び財務諸表

自 平成30年 4月 1日 至 平成31年 3月31日

1. 平成 30 年度 事業報告書

2. 平成 30 年度 財務諸表

＜参考＞ 平成 30 年度 収支計算書(正味財産増減計算ベース)

3. 監事「監査報告書」

4. 会計監査人「独立監査人の監査報告書」

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会

The Japan Containers & Packaging Recycling Association

目 次

(ページ)

1. 平成 30 年度事業報告書

Ⅰ	総括的概要	1
Ⅱ	事業実施状況	
	1. 容り法に基づく再商品化業務の着実な遂行	9
	2. 再商品化業務の効率的かつ適切な推進	12
	3. 容り法に則した適正な業務の遂行と運用の厳格化	18
	4. 市町村への資金拠出	20
	5. 容器包装リサイクルに係る普及啓発活動の展開と情報発信の強化	21
	6. 商工会議所・商工会への業務委託	24
	7. 関係主体間の連携の強化	26
	8. 協会業務の更なる改善に向けた計画的、継続的な取り組みの推進	28
	9. 公益財団法人としてのガバナンスの向上とコンプライアンスの徹底	29
Ⅲ	会議開催状況	
	1. 第 1 回定時理事会・定時評議員会	30
	2. 第 1 回臨時理事会・第 2 回臨時理事会	36
	3. 第 2 回定時理事会・臨時評議員会	37
	4. 監事会	41
	5. 常設委員会	42
	6. 再商品化見通し等報告会	44
	7. その他諸会議等	45
Ⅳ	組織（平成 31 年 3 月 31 日現在）	
	1. 組織図	46
	2. 役員（理事・監事）・評議員及び会計監査人	47
	3. 常設委員会委員	49

2. 平成 30 年度財務諸表

(1)	貸借対照表	57
(2)	正味財産増減計算書	58
(3)	正味財産増減計算書内訳表	60
(4)	キャッシュ・フロー計算書	62
(5)	財務諸表に対する注記	64
(6)	附属明細書	66
(7)	財産目録	67
<参考>	平成 30 年度 収支計算書（正味財産増減計算ベース）	68

3. 監事「監査報告書」（写）

73

4. 会計監査人「独立監査人の監査報告書」（写）

75

別紙 1	市町村からの引取状況と再商品化製品利用状況	53
別紙 2	平成 31 年度再商品化の実施に向けて行った各種業務（平成 30 年度）	55

平成 30 年度

事業報告書

I 総括的概要

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下、「当協会」という）は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下、「容リ法」という）に基づく指定法人として、二つの柱となる事業を実施している。

第一は、特定事業者等からの受託による分別基準適合物（市町村が計画に基づき分別収集した容器包装廃棄物のうち引取基準に合った収集物）の再商品化事業である。

第二は、再商品化事業の推進に資するため、関係者のみならず広く一般に向けて行う①情報の収集・提供、②調査・研究、③講演会・説明会等の開催と、関連する機関との交流・連携等のほか、当協会の目的を達成するために必要な諸事業である。

現在、多くの市町村では、容リ法のスキームに則り、各家庭から排出される使用済みの容器包装を、4つの素材（①ガラスびん、②PETボトル、③紙製容器包装、④プラスチック製容器包装）毎に収集、選別し、分別基準適合物を当協会に引き渡している。

当協会では、これら分別基準適合物を再生原料（紙、ガラスびん）、再生樹脂（PETボトル、プラスチック）、高炉還元剤、コークス炉化学原料等に加工する、あるいは化学的処理により合成ガス化（化学原料化等）するなど、再商品化事業を持続的に実施している。

また、平成28年5月に、産業構造審議会及び中央環境審議会の合同会合がとりまとめた「容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」において提起された、当協会が取り組むべき運用改善などの具体的事項について、継続的に検討し可能なものから運用・実施している。その主なものは次の二つである。

第一に、社会的コストの適正化、低減に向けた取り組みであり、特にプラスチック製容器包装リサイクルの入札制度に関する事項である。平成29年度の入札制度変更後、再商品化コストが上昇したことから、同コストの低減に向けた対応が求められている。平成30年度においては、同対応の一環として、優先入札枠における総合的評価に基づくボーダーラインの設定、優先入札辞退・一般枠への移行の許容などの運用を導入した。結果として、平成31年度分の落札単価は、プラスチック製容器包装全体では1,511円/トン（3.0%）低下した。（但し、材料リサイクルについては1,461円（2.7%）上昇）

第二に、PETボトルリサイクルにおける運用の見直しである。PETボトルに関しては、平成18年度から当初想定していなかった有償による再商品化が主となり、運用においてもそれに相応しい対応が求められている。このため、平成29年度から有識者や関係者をメンバーとする検討会を設置し、運用見直しにつき集中的に検討を行い、その中間報告に基づき平成30年度より可能なことから新たな運用を開始している。

他方、平成30年度は、国内外において、リサイクルを取り巻く環境の大きな変化が顕在化した。平成29年12月末からの中国による固体廃棄物の輸入禁止措置の施行後、わが国のプラスチック廃棄物の輸出量は約3割減少し（平成30年：約101万トン←平成29年：約143万トン）、主たる輸出先はマレーシア（全世界比21.9%）、タイ（同18.6%）、台湾（同17.6%）、ベトナム（12.2%）にシフトしている（4ヵ国計70.3%、平成29年は中国52.5%、香港19.2%の1ヵ国・1地域計で71.7%）。幸いにも当協会の平成30年度の容器包装リサイクル事業には、当初予想したほどの影響は見られず、PETボトルの再商品化については、例年通り有償割合が97%超となり、このため余剰が見込まれることとなった再商品化実施委託料について、特定事業者からの強い要望を受け年度内に一部返金するという措置をとった。

また、EUが「プラスチック戦略」（平成30年1月）を、英国が「25年環境改善計画」（同年同月）を、G7が「海洋プラスチック憲章」（同年6月）をそれぞれ発表し、プラスチック廃棄物の削減やリサイクル率の向上等の方針を打ち出した。

こうした中で、わが国においても、平成31年3月に中央環境審議会が「プラスチック資源循環戦略」を取りまとめ環境大臣に答申しており、G20大阪サミットが開催される令和元年度以降、わが国におけるプラスチック資源の3R+Renewableに向けた具体的な取り組みが加速することが予想される。

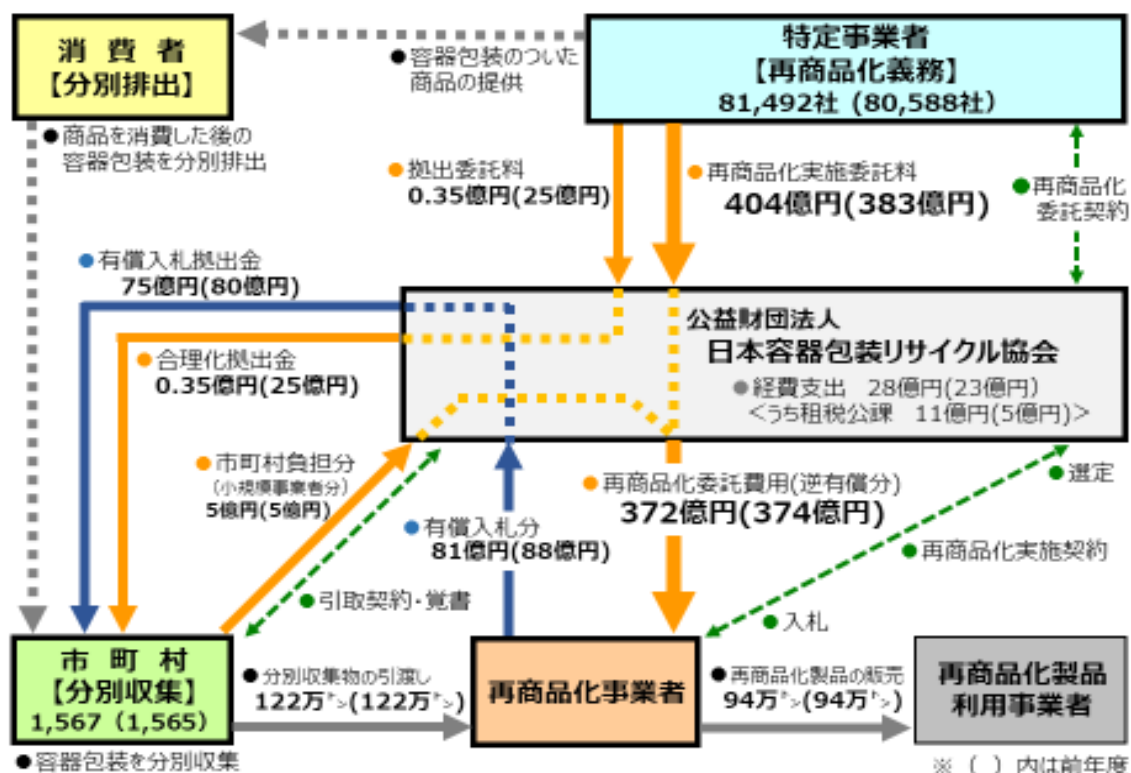
当協会としては、平成30年9月に、中国及び中国に代わって輸入量が増加したタイの2カ国に調査団を派遣し、現地政府の施策、市場や企業の動向等につき調査を行った。同調査によって得られた情報は、関係機関等へ周知するとともに、再商品化実施委託単価の検討等において有効に活用した。

持続的な容器包装リサイクルの推進には、各関係主体の一層の理解と協力が不可欠であり、SDGs（持続可能な開発目標）の一つに掲げられる循環型社会の構築にも寄与する容器包装リサイクル制度とその運用、更には関係主体の効果的・先進的な取組事例、関連する国内外の動向などを、より分かりやすく、具体的に周知すべく広報活動に努めた。

協会のホームページについては、より見つけやすい、理解しやすい、使いやすいものとするべく平成30年11月にデザイン・構成を刷新し、消費者向け動画「容器包装リサイクル1分間動画事典」（平成30年5月から公開）をトップページに配置・掲載するなどコンテンツの改善、拡充を図った。このほか、平成29年度に引き続き、東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連プログラムへの参画・認証取得を行い広報活動に活用している。

1. 容リ法に基づく再商品化業務の着実な遂行

平成 30 年度の再商品化実績



平成 30 年度に、当協会が再商品化義務履行の代行を受託した特定事業者は、81,492 社と前年度より微増している（平成 29 年度 80,588 社）。時系列的に推移をみると、平成 17 年度に 7 万社を超え、ちょうど 10 年後の平成 27 年度に 8 万社台に達し、その後は微増の状況となっている。

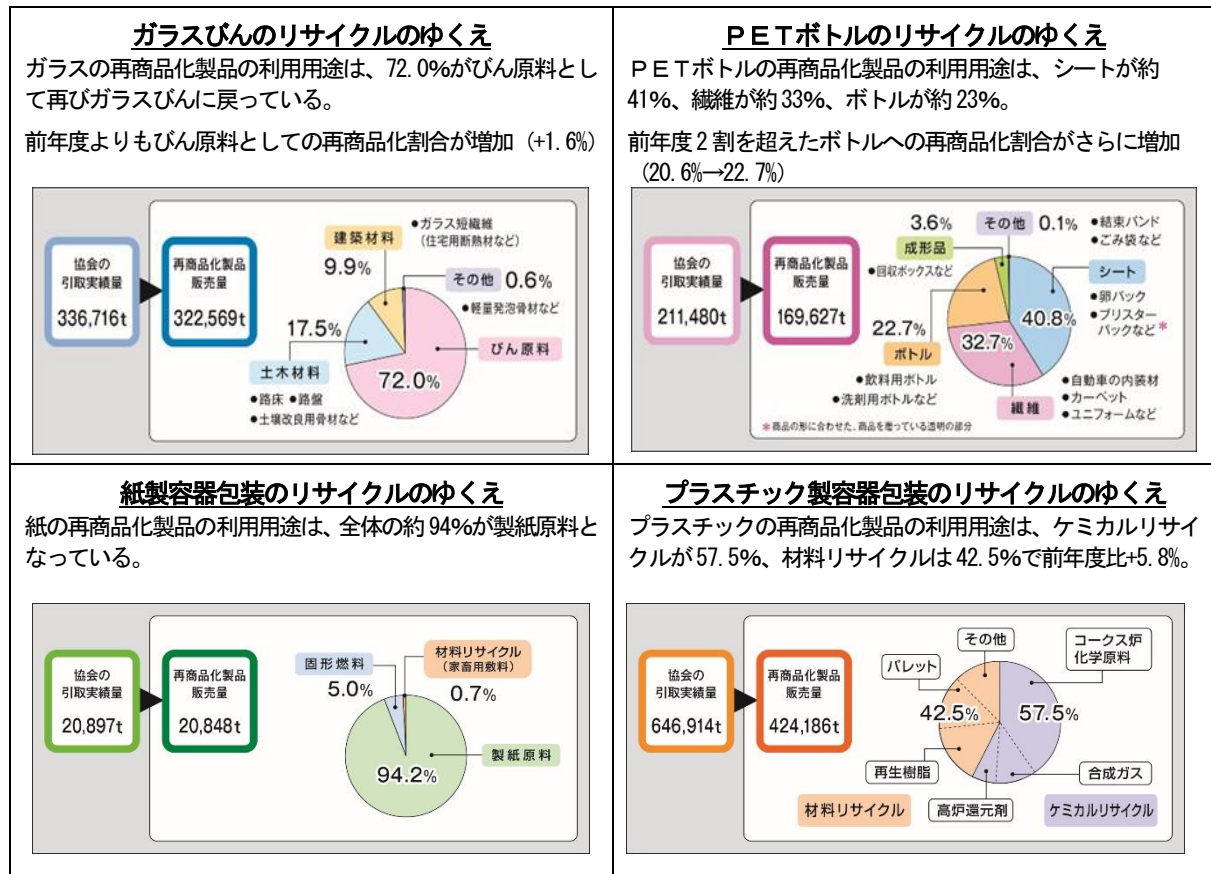
また、平成 30 年度の特定事業者の再商品化実施委託料（精算後の確定額）は、約 404 億円（平成 29 年度 383 億円）となる。なお、委託申込時点での受託量は 156 万 3,937 トン（同 152 万 5,442 トン）、受託金額は 525 億 7,380 万円（同 441 億 8,762 万円）であった。

市町村からの 4 素材合計の分別基準適合物の引取状況は、1,567 市町村（平成 29 年度は 1,565）から、121 万 6,006 トン（同 121 万 6,373 トン）である。過去からの引取量推移をみると、平成 16 年度に初めて 100 万トンを超え、平成 20 年度に 110 万トン台、平成 23 年度に 120 万トン台に達したが、それ以降はほぼ横ばいの状況にある。

他方、一般廃棄物の総排出量は近年減少傾向にあり、平成 16 年度（5,338 万トン）と比較すると平成 29 年度（4,289 万トン）の総排出量は約 2 割減少しており、特定事業者の努力により、容器包装の軽量化（例：PET ボトルは同年度比で 23.9% 減量（PET ボトルリサイクル推進協議会調べ））も着実に進展している。こうした状況を踏まえれば、市町村からの引取量が横ばい傾向を維持しているのは、消費者の分別排出、市町村の分別収集など各主体の尽力とその成果と思われる。ただし、プラスチック製容器包装については、約 4 分の 1 の市町村が分別収集を行っていない状況にある。安定的かつ効率的な容器包装のリサイクルを確立するため、こうした市町村に対し分別収集の実施や協会を通じた再商品化スキームの活用を働きかけるなど、当協会としても、引取量の増加に向けた継続的な取り組みを行っている。

また、再商品化製品販売量は93万7,231トン（平成29年度94万4,354トン）となっている。引取量の増大とともに、再商品化製品の高付加価値化、販路拡大等による販売量の拡大を図っていくことが重要であり、広報活動等を通じてこれらを支援している。

素材ごとのリサイクルのゆくえ



※実績量を用いて計算しているため、再商品化製品販売量の利用用途割合の合計値は100%にならない場合があります。

2. 再商品化業務の効率的かつ適切な推進

（1）再商品化コストの適正化

平成31年度入札に参加を希望する再商品化事業者の登録手続きを、平成30年7月に開始した。申請事業者ごとに行う登録の審査・判定は、再生処理ガイドライン・審査マニュアル等に基づき、再生処理施設の状況、リサイクル製品の品質、販売能力や財政的基礎等の項目について、専門的知見を有する第三者機関の協力を得て行った。財政的基礎審査は、債務超過等の状況にある事業者について、必要に応じ中小企業診断士による財務診断等を実施し、再商品化事業の委託に支障があると判断された事業者は欠格とした。

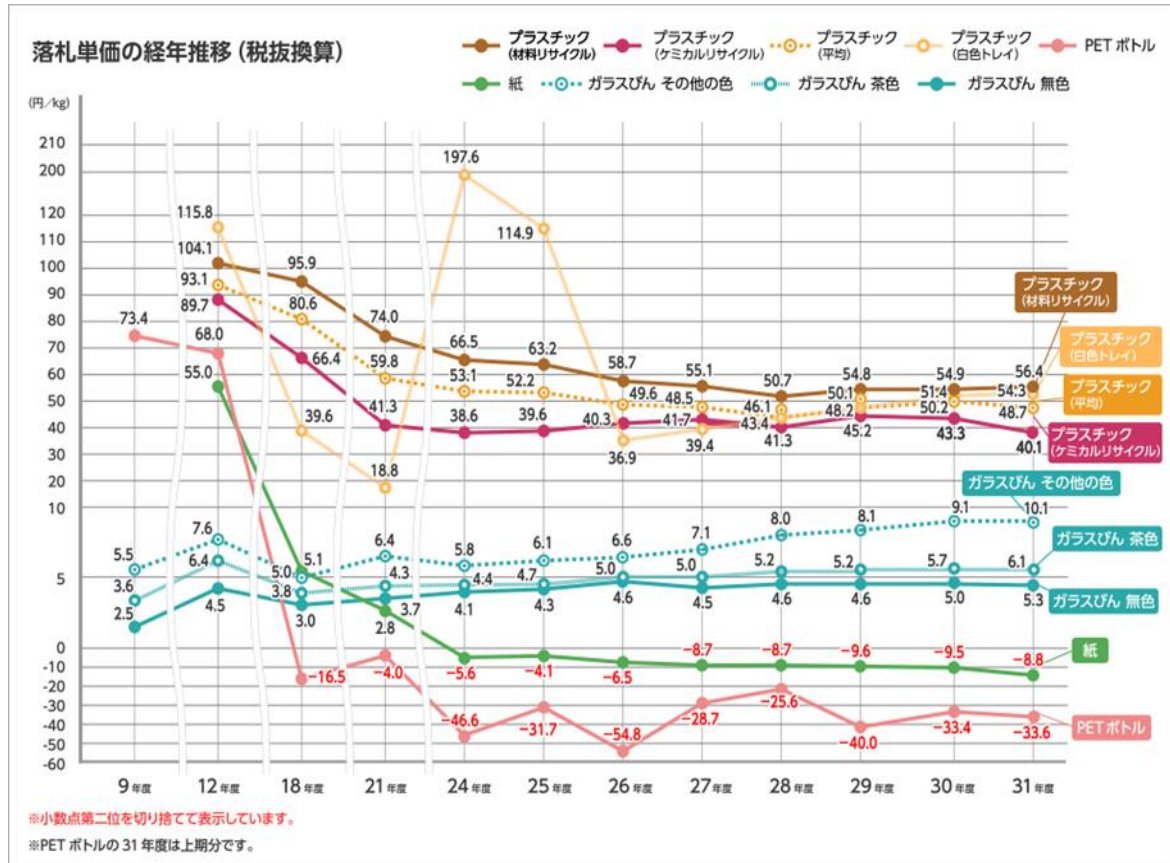
＜入札選定結果（落札状況）及び落札単価の推移＞

登録審査に合格した事業者を対象に、平成30年12月～平成31年1月（PETボトルは平成31年1月～2月）にかけて、市町村の保管施設ごとに一般競争入札を行い、分別基準適合物ごとに平成31年度落札事業者（ガラスびん49社、PETボトル＜上期＞40社、紙45社、プラスチック36社）を決定し、再商品化実施契約を締結した。

なお、PETボトルについては年間2回（上期・下期）の入札を行っており、下期入札は令和元年9月末までに実施契約を締結すべく、同年7月～8月に改めて入札選定を行う。（次表に掲載の平成31年度のPETボトルの平均落札単価は、上期落札分）

素材ごとの落札結果などの詳細は、P-13～14参照。

再商品化（リサイクル）事業の平均落札単価の推移



プラスチック製容器包装の落札単価は、平成29年度の入札では前年度比+8.8%、+4,046円/ト上昇した。再商品化コストの低減を図るべく、平成30年度分入札においては、優先入札枠における総合的評価に基づくボーダーラインの設定、入札説明会における優先・非優先別の入札者リストの提示等の運用見直しを行った。結果として、平成30年度分の落札単価はほぼ横ばい、前年度比+0.3%・+135円/トとなった。さらに、平成31年度分の入札では、落札可能量の減量は原則認めないとする更なる運用見直しを行い、落札単価は前年度比▲3.0%・▲1,511円/トと低減した。但し、再商品化の手法別に見ると、ケミカルリサイクルのコークス炉化学原料化以外は全て上昇している。

PETボトルに関しては、中国をはじめとするアジア諸国の廃棄物輸入規制の動向と影響等を考慮し、過去における最高値、最大上昇率、有償・逆有償割合なども勘案のうえ、実施委託単価を決定したものの、結果的に平成30年度においては想定したほどの顕著な影響は見られず、年度内に再商品化実施委託料金の一部返金を行った。

ただし、諸外国の輸入規制も影響していると思われる産業廃棄物の処理能力の逼迫、同処理コストの上昇などが、再商品化事業者の事業遂行や経営に影響を及ぼしつつある状況が一部に窺える。

(2) PETボトルの再商品化における円滑な運用の確保

平成 29 年 4 月より、外部有識者や特定事業者、市町村、消費者の各ステークホルダー代表をメンバーとして構成する「ペットボトルリサイクルの在り方検討会」及びその下に設けたワーキンググループにおいて、PET ボトル再商品化事業の運用見直しにつき集中的に検討を行った。

その結果、重点的事項として、①入札時期の変更（2 週間超の後ろ倒し）、②ベール品質に関する評価基準の改正を、平成 30 年度入札・調査から導入・実施した。

この他、③有償分の PET ボトルにつき、市町村の保管施設から引き取った後 3 ヶ月以内に再商品化製品として販売・引渡さなければならないとするルールの見直しと、④有償落札分ベール代金の支払い方法の変更（③の 3 ヶ月ルールの見直しに伴う対応）については、令和元年度からの導入・実施に間に合わせるべく、検討のうえシステム、手続方法などを整備した。

3. 容リ法に則した適正な業務の遂行と運用の厳格化

(1) 不正・不適正行為の防止と危機管理体制の強化

① 不正及び不適正行為の防止

平成 30 年度再商品化業務の実施に当たり、再商品化事業者との契約に基づくコンプライアンスの徹底や、不当利益を企図した当協会への虚偽報告の有無確認など、種々の不正防止策を実行し、不適正行為の防止を図った。また、再商品化業務の公正性を担保するため、必要に応じ、「再商品化実施に関する不適正行為等に対する措置規程」を整備のうえ適用した。

② 危機管理体制の維持強化

「危機管理規程」に基づき、日常の危機管理体制の維持に努めるとともに、危機管理の対象となる事象が発生した場合には、同規程に定める危機管理委員会等を機動的に開催し、弁護士など専門家との緊密な連携の下で迅速に対応した。

同委員会では、市町村、再商品化事業者、特定事業者、協会内部それぞれに関して想定される危機事象（リスク）について、発生の可能性と発生時の影響度から分析し、具体的なリスク防止策の進捗状況を四半期毎に共有化し、未然防止につなげている。

(2) 再商品化事業に関する厳格な業務管理の徹底

再商品化業務を厳格かつ着実に履行するため、再商品化事業者に関しては、再商品化実施委託契約書の記載事項の遵守状況を月報等で確認するとともに、現地検査方法の改善とその効果的な実施を通じ、事業者管理の体制を強化した。

具体的には、再商品化事業者への現地検査については、対応可能な事項は訪問前後に行い、訪問時は効率的、効果的に検査を行うとともに、実態に応じた訪問回数にするなど対応を工夫した。平成30年度に実施した現地検査の4素材合計の実績は、延べ177社253施設。

なお、プラスチック製容器包装の材料リサイクルについては、再商品化製品利用事業者に対して、実際に利用した量を証明する書類（＝利用証明書）の提出を求めている。また、利用事業者の不適正行為等に対する再商品化事業者の管理責任をより明確にし、再商品化事業者による利用事業者の理解促進と現地確認の実施につき指導を徹底した。

(3) 再商品化義務の不履行事業者へのアプローチの強化

平成29年度に引き続き、次に掲げる「ただ乗り事業者」（＝リサイクル義務を負っているにも拘わらず委託申込みを行わない事業者、申込み・契約締結を行いながら委託料金を未払いの事業者等）への対策を実施した。

- 要請に基づく国への特定事業者の申込関連情報等の提出
- 過去に申込手続きをしていない年度が存在する事業者に対する文書によるリサイクル義務履行の要請（年4回：平成30年5月、同8月、同11月、平成31年2月）
- 特定事業者間の相互牽制も企図した再商品化義務履行者リストの当協会ホームページへの掲載、公開に同意いただいた特定事業者の再商品化実施委託料金額の当協会ホームページへの掲載（平成20年度から主務省の指導に基づき実施）
- 日本商工会議所・全国商工会連合会を通じ、それらの傘下・関連団体等が発行する広報媒体や相談窓口による特定事業者への義務履行呼びかけなどの普及啓発活動の実施

特に、当協会と再商品化委託契約を締結していながら委託料が未納となっている特定事業者に対しては、法的措置を念頭に置いた顧問弁護士名での支払い催告を行った。

また、過年度の再商品化義務不履行の遡及分については、433社（前年度420社）から約4億6千万円（同約4億7千万円）の支払いを得た。なお、平成30年11月に、高額な未納特定事業者に対し、当協会として初めて民事訴訟を提起し、翌12月には東京地方裁判所より全面勝訴の判決を得た。

4. 市町村への資金拠出

容リ法第10条の2に基づく「市町村への資金拠出制度」は、市町村等が当協会に引き渡す分別基準適合物について、異物混入や汚れ防止等の品質改善レベルと費用低減額の貢献度に応じて資金拠出する仕組みであり、平成20年度分以降、該当する市町村及び一部事務組合（以下、「市町村等」という）へ資金を拠出している。

平成20～22年度分の拠出額は約93～100億円で推移したが、3年ごとに見直される想定単価の1回目の変更が行われた平成23～25年度分の拠出額は約19～24億円にとどまった。さらに2回目の想定単価の変更が行われた平成26～28年度分の拠出額は約14～25億円で推移している。

3回目の見直し想定単価の適用初年度となる平成29年度分については、平成30年9月に拠出したが、プラスチック製容器包装のリサイクルに係る想定単価の大幅な低下に伴い、4素材合計の拠出金額も大幅に減少し約3,500万円となった。

5. 容器包装リサイクルに係る普及啓発活動の展開と情報発信の強化

(1) 協会ホームページを通じた分かりやすい情報発信・公開

当協会ではホームページ(<https://www.jcpra.or.jp/>)を活用した様々な情報提供や普及啓発を行っている。

平成30年11月には、ホームページのデザイン・構成を刷新し、より見やすい、理解しやすい、利用しやすいものにしたほか、平成29年度に消費者一般の理解促進に向けて制作した動画「容器包装リサイクル1分間動画事典」（素材別に分別排出ルールやリサイ

クルの流れなどを短時間で分かりやすく解説した動画)を自由にダウンロードし利用できるようホームページに掲載した上で、活用を促すチラシを作成し配布することで、市町村、教育機関などでの利活用の促進、普及を図った。

また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を容リ制度の周知・広報活動に活用すべく、大会組織委員会から事業認証と「東京2020応援マーク」(認証マーク)の使用許可を得て(無償)、説明会等の配布物に同マークを付すなど、効果的な周知、広報を図った。

(2)「容リ協ニュース」、年次レポート及び動画(DVD)による制度等の周知

会報「容リ協ニュース」については、リサイクル現場の取り組み、再商品化製品利用製品の紹介、特定事業者の3R推進への取り組み、自治体及び再商品化事業者における品質向上の事例などを積極的に紹介し、読み手のニーズも反映した紙面づくりに努め、年3回・各8,000部発行した。

また、年間の協会事業の報告を目的とした「年次レポート」を1万部作成し、各ステークホルダーへ配布したほか、各種説明会、イベント等で活用し、広報の拡充を図った。

この他、広報用動画(DVD)「禁忌品混入防止のお願い」については、市町村での積極的な活用を呼びかけた。

Ⅱ 事業実施状況

容リ法第21条に基づく指定法人として、また公益財団法人として、平成30年度においても、①特定事業者からの委託による分別基準適合物の再商品化事業と、②再商品化事業の推進に資するための i 情報の収集・提供、ii 調査研究、iii 講演会・説明会の開催、iv 関係機関等との連携等に取り組んだ。

定款に定める通り、当協会の目的は、これら事業の実施によって、廃棄物の適正処理と資源の有効利用を確保し、もって生活環境の保全と国民経済の健全な発展に寄与することであり、常にこの目的を意識したうえで、業務の遂行に取り組んでいる。

平成30年度に実施した具体的な事業活動は、以下の通りである。

1. 容リ法に基づく再商品化業務の着実な遂行

指定法人である当協会が実施する再商品化業務は、容器や包装を利用して商品を販売・輸入している事業者及び容器を製造している事業者（以下、「特定事業者」という）から容器包装の再商品化義務（＝リサイクルの義務）履行の代行を受託したもの、及び市町村から小規模事業者分の容器包装の再商品化を受託したものである。

具体的には、特定事業者等から支払われる再商品化実施委託料によって、市町村が収集した分別基準適合物である①ガラスびん（無色・茶色・その他の色の3区分）、②PETボトル、③紙製容器包装、④プラスチック製容器包装の4素材の容器包装の再商品化（リサイクル）を行うものである。

平成30年度に特定事業者がリサイクルを義務付けられた「再商品化義務総量」

下段（ ）内は前年度の数値、単位：千トン

特定分別 基準適合物	30年度分別 収集計画量 (a)	30年度再商品化 見込量 (b)	a、b いずれか少 ない量を基礎 に算出 (c)	特定事業者 責任比率 (%) (d)	30年度 再商品化義務総量 (c) × (d) × 1/100
ガラスびん (無色)	314 (315)	176 (175)	176 (175)	96 (95)	168.96 (166.25)
ガラスびん (茶色)	258 (259)	157 (157)	157 (157)	85 (86)	133.45 (135.02)
ガラスびん (その他)	198 (197)	150 (149)	150 (149)	91 (91)	136.50 (135.59)
PETボトル	291 (292)	384 (384)	291 (292)	100 (100)	291.00 (292.00)
紙製容器包装	114 (112)	259 (259)	※32 (31)	99 (99)	※31.68 (30.69)
プラスチック 製容器包装	751 (745)	1,454 (1,455)	751 (745)	99 (99)	743.49 (737.55)

(備考) 1. 特定事業者の多くは、本表の義務総量に基づいて計算される「再商品化義務量」に応じた再商品化義務履行の代行を当協会に委託している。

2. (※) 紙製容器包装の29、30年度再商品化義務総量は、環境省が調査した市町村独自処理分（29年度81千トン、30年度82千トン）を差し引いた量（※29年度31千トン、30年度32千トン）に、特定事業者責任比率（d）をかけたもの。

主務大臣の認可を受けた4素材ごとの平成30年度再商品化実施委託単価

素 材		再商品化実施委託単価<消費税抜き>
ガラスびん	無色	4,000 円 (4,100 円) / トン
	茶色	5,600 円 (5,700 円) / トン
	その他の色	10,300 円 (9,900 円) / トン
P E Tボトル		9,200 円 (2,000 円) / トン
紙		15,000 円 (13,000 円) / トン
プラスチック		49,000 円 (45,000 円) / トン

※ () 内は前年度委託単価

(1) 特定事業者から再商品化義務履行の代行を受託

当協会では、特定事業者から再商品化（＝リサイクル）義務履行の代行を受託するため、特定事業者が製造・利用又は輸入した容器や包装の使用量に基づいて、オンラインまたは各地商工会議所・商工会を通じて、再商品化委託申込を受け付けた。

平成30年度に特定事業者から受託した再商品化義務履行の代行実績は、次表の通り。

平成30年度再商品化義務履行の代行の受託実績（特定事業者分） () 内は前年度

素 材	受託社数 (注)	受託量 (トン)	受託金額 (千円) 消費税込
ガラスびん	3,079 (3,103)	376,508 (372,612)	2,536,752 (2,525,873)
無色	2,647 (2,670)	155,102 (151,937)	670,043 (672,775)
茶色	1,339 (1,333)	117,455 (111,630)	710,368 (687,194)
その他の色	1,100 (1,089)	103,950 (109,045)	1,156,342 (1,165,903)
P E Tボトル	1,227 (1,242)	265,287 (282,048)	2,635,894 (609,224)
紙	66,777 (66,065)	34,752 (32,839)	562,422 (460,525)
プラスチック	80,017 (79,063)	887,390 (837,943)	46,838,737 (40,591,995)
合 計	81,492 (80,588)	1,563,937 (1,525,442)	52,573,804 (44,187,617)

(備考) 1. 1社で複数の素材を扱っている場合もあるため、素材ごとの受託社数の合計と合計欄の受託社数は一致しない。また、受託社数は、一括代理人契約により本部等で一括申込みを行っている新聞販売所やコンビニエンスストア（フランチャイズの直営店は除く）等も個店（1社）としてカウントしている。

2. 本表の実績は、31年3月末日現在の数値。

(2) 市町村負担分の再商品化受託実績

容器包装のリサイクル義務免除の小規模事業者（容リ法第2条第11項の四）に係るリサイクル費用は、市町村負担とされているため、当協会では市町村と、小規模事業者に係るリサイクルの実施契約を締結し、平成30年度再商品化委託単価に基づいて、市町村からリサイクルを受託・実施した。なお、P E Tボトルの製造等事業者には小規模事業者が存在しないことから受託量0トンで、基本的にはリサイクル費用は発生しない。

平成30年度再商品化委託申込みの受託実績（市町村負担分） () 内は前年度

素 材	受託量 (トン)	受託金額 (千円) 消費税込
ガラスびん	27,895 (28,680)	211,501 (212,711)
無色	3,910 (5,044)	16,892 (22,337)
茶色	14,223 (13,743)	86,020 (84,600)
その他の色	9,762 (9,893)	108,589 (105,774)
P E Tボトル	0 (0)	※ 101 (※ 83)
紙	204 (210)	3,297 (2,955)
プラスチック	5,019 (5,032)	265,604 (244,552)
合 計	33,117 (33,923)	480,503 (460,301)

(備考) 本表の実績は、31年3月末日現在の年度締め時点での数値。

※圧縮梱包されていない丸ボトルの運搬費

(3) 市町村からの使用済み容器包装の引取状況と再商品化製品利用状況

当協会では、全国 1,741 の市町村（平成 30 年 3 月 31 日現在、東京 23 区含む、総務省調べ）のうち、1,567（協会と契約している東京 23 区のうち 22 区を含む、前年度 1,565）と平成 30 年度業務実施契約（引取契約）を締結し、市町村が各家庭から分別収集する使用済み容器包装を保管する全国 1,628（前年度 1,629）の保管施設ごとに、再商品化事業者からの電子入札を受け付け、その入札によって 4 素材ごとに選定された再商品化事業者（別項 2.（2）②参照）にリサイクル業務を委託した。

平成 30 年度に市町村から引き取った使用済み容器包装（ガラスびん、PET ボトル、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装）の総量は、ガラスびん 336,716 トン（前年度比 97.2%）、PET ボトル 211,480 トン（同 106.4%）、紙製容器包装 20,897 トン（同 96.6%）、プラスチック製容器包装 646,914 トン（同 99.6%）、合計 1,216,006 トン（同 100.0%）であった。

詳細は、別紙 1「市町村からの引取状況と再商品化製品利用状況」に記載のある①対象市町村数・保管施設数、②契約量・引取実績量・引取達成率、③再商品化製品利用状況、のとおりである。

(4) 再商品化実施委託料金及び抛却委託料金の精算

令和元年度においては、平成 30 年度の再商品化実施委託料金の精算に加え、平成 29 年度の抛却委託料金の精算も行なう。個々の特定事業者の精算金額は、4 素材ごとに次の計算式で算出される。

（再商品化実施委託料金 精算金額）

$$\frac{\text{再商品化実施委託料金の精算金額（B）} \times \text{個別特定事業者の平成30年度予定実施委託料金}}{\text{平成30年度再商品化予定実施委託料金の総額（精算前 A）}}$$

【注】精算率＝B／A×100%

（抛却委託料金 精算金額）

$$\frac{\text{抛却委託料金の精算金額（B）} \times \text{個別特定事業者の平成29年度予定抛却委託料金}}{\text{平成29年度再商品化予定抛却委託料金の総額（精算前 A）}}$$

【注】精算率＝B／A×100%

なお、平成 30 年度においては、PET ボトルについて、中国の固体廃棄物輸入規制が再商品化委託料に及ぼす影響を、過去のデータから想定される最大値同等と見込み、再商品化実施委託単価を 9,200 円/トン（平成 29 年度 2,000 円/トン）と設定した。

しかし、落札結果においては、有償・逆有償の比率は従前と大きくは変わらず（約 97%：3%）、特定事業者からいただく再商品化実施委託料と再商品化事業者に支払う再商品化委託料とに大きな差額（約 17 億円）の発生が見込まれることとなり、特定事業者からの強い要望を受け、年度末に再商品化実施委託料の一部返金（14 億 5 千万円：申込金額の 55%）を行った。

2. 再商品化業務の効率的かつ適切な推進

(1) 再商品化業務の効率化、合理化に向けた点検作業等のフォローアップ

再商品化業務の効率化を図るべく、素材毎に再商品化事業者の管理に関して、手続きや規制等の継続的な点検を行った。

PETボトルに関しては、平成29年度に設置した「ペットボトルリサイクルの在り方検討会」での検討結果を踏まえ、平成30年度から、①入札時期の変更、②ベール品質に関する評価基準の改正を行ったほか、従来の3ヵ月ルール（ベール引き取り後、3ヵ月以内の再商品化製品の販売を義務化）の改正（令和元年度から実施）とそれに伴うシステム、規程、書類等の見直し・整備を行った。（詳細については、後段（P-15「(3) PETボトルの再商品化における国内外の環境変化への対応」）ご参照）

また、平成29年度に実施した第2回臨時監査（内部監査）の結果を踏まえて、各事業部における再商品化事業者に対する再商品化費用の支払いについての業務手順に関するマニュアル・手順書の整備状況を確認するとともに、それらの記載内容と実際の月次処理業務の整合性等につき、実地で検証を行った。その結果を踏まえ、令和2年度に予定している第3回臨時監査をより効率的に行い、実効のあるものとすべく、平成30年11月に手順書の作成指針を取りまとめた。

(2) コストの低減をはじめとするプラスチック製容器包装の適正な再商品化に向けた取り組み

①平成31年度入札に向けた再商品化事業者登録

平成31年度入札に参加を希望する再商品化事業者の登録に関して、平成30年7月に募集、8～10月に書面審査、現地審査を行った。その後、11月には、消費者代表と弁護士に外部監査人として臨席いただき登録審査過程の透明性と公平性を担保しつつ、判定会議を開催し、登録事業者を決定した。

なお、事業者個々の審査は、再生処理施設の能力、リサイクル製品の品質、販売能力や財政的基礎などに関し、第三者の専門機関の協力のもと、再生処理ガイドライン・審査マニュアル等に基づき行った。特に、財政的基礎の審査は、債務超過等の問題を有する事業者について行い、必要に応じ中小企業診断士等による財務診断等を実施し、再商品化事業の委託に支障があると判断された事業者は欠格とした。

②再商品化事業者の入札選定

上記審査に合格し登録された事業者を対象に、保管施設ごとに一般競争入札を行い、分別基準適合物ごとの落札事業者を決定し、再商品化実施契約を締結した。平成31年度再商品化事業に向けた入札選定結果（落札状況）は、次の通りである。

PETボトルの入札は、経済情勢の急激な変動等が再商品化市場へ及ぼす影響に適切に対応するため、平成26年度以降は、上期・下期の年2回入札を実施している。

平成31年度上期分入札は平成31年1月～2月に実施し（他素材よりも落札決定を18日間遅らせた）、令和元年度下期分入札は令和元年7月～8月に行うことを予定している。

イ) ガラスびん・紙・プラスチック

注：（ ）内は、前年度

素 材	登録申込	登録	落札
ガラスびん	56社 (58社)	56社 (57社)	49社 (51社)
紙	55社 (57社)	55社 (57社)	45社 (49社)
プラスチック	50社 (57社)	50社 (56社)	36社 (38社)

- (備考) 1. 地域別・品目別の入札選定結果(保管施設名、特定分別基準適合物の種類、再商品化事業者名、工場名、落札トン数、落札単価、構成市町村)を当協会ホームページで公表(31年4月)。
2. 本表の登録申込実績は登録書類選考時、登録実績は最終判定会議終了時の数値による。

ロ) PETボトル

注：（ ）内は、前年度

素 材	登録申込	登録	落札	
			上期	下期
PETボトル	45社 (48社)	45社 (46社)	40社 (39社)	—(38社)

- (備考) 1. 地域別・品目別の入札選定結果(保管施設名、特定分別基準適合物の種類、再商品化事業者名、工場名、落札トン数、落札単価、構成市町村)を当協会ホームページで公表(31年4月)。
2. 令和元年度下期入札は、令和元年7月～8月実施予定のため、下期落札欄は空欄となっている。
3. 本表の登録申込実績は登録書類選考時、登録実績は最終判定会議終了時の数値による。

③ 平成31年度落札単価 (素材毎、前年度比較、平成31年3月末現在)

当協会では、上記審査に合格し登録された事業者を対象として、保管施設ごとに一般競争入札を行い、分別基準適合物の再商品化事業者を選定し、再商品化実施契約を締結した。平成31年度再商品化事業に向けた入札選定結果(落札状況)は、次の通りである。

なお、プラスチック製容器包装においては、落札単価の低減に向けて、平成30年度再商品化事業者の入札から、優先入札枠における総合的評価に基づくボーダーラインの設定、優先入札辞退・一般枠への移行の許容、入札説明会における優先・非優先別の入札者リストの提示などの運用を実施している。加えて平成31年度再商品化事業者の入札からは、落札可能量の減量申請は原則として認めないこととした。

結果として、平成31年度のプラスチックの落札単価は、全体では平成30年度比で1,511円/トン・3.0%低下した。但し、材料リサイクルについては、白色トレイで2,901円/トン・5.6%、白色トレイ以外で1,461円/トン・2.7%上昇している。また、入札優先枠が729円・1.3%、一般枠は3,452円・7.9%の上昇となっており、一般枠における上昇が目立つ。

イ) ガラスびん

<ガラスびん色別落札単価(加重平均):消費税抜き>

	落札単価 (円/トン)		
	31年度 (a)	30年度 (b)	前年度比 (a-b)
無 色	5,331	5,040	291
茶 色	6,061	5,742	319
その他の色	10,074	9,164	910
合 計	7,346	6,807	539

ロ) PETボトル

＜PETボトル（上期）落札単価（加重平均）：消費税抜き＞

		落札単価（円/ト）			
		31年度 上期分 (a)	30年度 上期分 (b)	対前期 (a-b)	【参考】 30年度 下期分
総平均		-33,601	-31,044	-2,557	-36,314
	有償分	-41,097	-33,210	-7,887	-38,386
	逆有償分	64,402	48,274	16,128	55,104

ハ) 紙製容器包装

＜紙製容器包装落札単価（加重平均）：消費税抜き＞

		落札単価（円/ト）		
		31年度 (a)	30年度 (b)	対前年度(a-b)
総平均		-8,828	-9,515	687
	有償分	-11,541	-11,994	453
	逆有償分	6,366	6,209	157

二) プラスチック製容器包装

＜プラスチック製容器包装手法別落札単価（加重平均）：消費税抜き＞

		落札単価（円/ト）		
		31年度 (a)	30年度 (b)	対前年度(a-b)
材料リサイクル（白色トレイ）		54,313	51,412	2,901
材料リサイクル（白色トレイ以外）		56,406	54,945	1,461
油化		—	—	—
高炉還元剤化		44,523	39,245	5,278
コークス炉化学原料化		39,581	47,111	-7,530
合成ガス化		39,218	35,620	3,598
プラスチック合計		48,729	50,240	-1,511

（備考）白色トレイとは、白色の発泡スチロール製食品用トレイのこと。

＜参考＞ プラスチック製容器包装のリサイクル手法の定義など

リサイクル手法		定 義	利用用途
材料リサイクル		異物を除去、洗浄、破砕その他の処理をし、ペレット等のプラスチック原料を得る	パレット、コンパネ、擬木、成形品等
ケミカルリサイクル	油化	異物の除去、破砕、脱塩素、熱分解、精製その他の処理をし、炭化水素油を得る	化学工業での原材料 燃料
	高炉還元剤化	異物の除去、破砕、塩ビ除去、検査、分級その他の処理をし、高炉で用いる還元剤を得る	高炉還元剤
	コークス炉化学原料化	異物の除去、破砕、検査、分級その他の処理をし、コークス炉で用いる原料炭の代替物を得る	コークス（還元剤） 炭化水素油（化学原料） ガス（発電）
	ガス化	異物の除去、破砕、熱分解、改質、精製その他の処理をし、水素及び一酸化炭素を主成分とするガスを得る	アンモニア・メタノール等の化学原料
固形燃料化等		異物の除去後、固形燃料等の燃料を得る	燃料

（備考） 1. 緊急避難的、補完的手法として位置づけられている固形燃料化等の手法については、再生処理事業者の登録は実施しているが、入札には参加できない。

2. 高炉還元剤化およびコークス炉化学原料化の定義欄に記載の分級とは、粒の大きさを揃えること。

(3) PETボトルの再商品化における国内外の環境変化への対応

平成 29 年度に設置した「ペットボトルリサイクルの在り方検討会」での検討結果を踏まえ、平成 30 年度から、①入札時期の変更（市況による販売への影響を最小化するために、入札時期を遅らせ入札締切から契約・引取までの期間を極力短縮）、②市町村からの引き取り時点と再商品化事業者の再生処理時点におけるベール品質に関する評価基準の統一化（「市町村からの引き取り品質ガイドライン」と「分別基準適合物の品質ランク区分及び配点基準」の項目を共通化）を実施した。

この他、3 ヶ月ルール（ベール引き取り後、3 ヶ月以内の再商品化製品の販売を義務化）を見直し、ベール引き取り後、3 ヶ月以内のフレークの製造及び6 ヶ月以内の販売の義務化に変更することとし、平成 31 年度から実施できるようベール代金支払い方法の変更や、システム、規程、書類等の見直し・整備を行った。

他方、海外の動きとしては、中国政府が平成 29 年 12 月末以降、輸入禁止リストに基づき環境汚染度の高い固体廃棄物の輸入を禁止する施策を発表し、日本のPETボトルリサイクル等に影響が及ぶことが懸念されている。

当協会では、平成 29 年に続き、平成 30 年 9 月に中国へ調査団を派遣し、中国化学繊維工業協会、中国の大手リサイクル企業等から中国政府の輸入規制や環境規制、リサイクル関連業界の動向等について、ヒアリング等を行い有用な情報を得た。調査団は中国の後、タイを訪問し、タイ工業省と意見交換を行い情報収集、連携構築を図ったほか、タイ最大のリサイクル企業や日系の再商品化製品利用企業を訪問し、中国の輸入規制の影響、今後の企業の対応の方向性などにつき情報収集した。なお、これら情報については、共同で調査団を派遣したPETボトルリサイクル推進協議会から報告書として取りまとめられており、関係機関等に広く周知・広報している。さらに、これら情報に加え、日本国内の再商品化事業者からのヒアリングで得た情報等を、平成 31 年度の再商品化実施委託単価の検討等において有効に活用した。

また、平成 29 年度に続き、再商品化事業者の落札結果詳細の公表時期の早期化を図るとともに、市町村に対しては、PETボトルの円滑な引き渡しに関する啓発、協力依頼活動を継続して実施した。

(4) 引き取りベールの厳格な品質調査等の実施と適切な改善アプローチ

市町村から引き取る分別基準適合物の一層の品質改善を促すために、当協会がリサイクルを委託している再商品化事業者の協力を得ながら「品質調査」を厳格に実施するなど、品質改善に向けたアプローチに注力した。なお、品質評価は、良質なもののから、A ランク、B ランク、D ランクの 3 段階に分けている。

①ガラスびん

平成30年度においては、ガラスびん3R促進協議会や再生処理事業者、ガラスびんメーカー等の関係者と連携のうえ、収集運搬・選別方法の改善を促し、ガラスびん収集物の品質向上と再商品化における残渣の削減による収率の向上を図った。

② PETボトル

ペットボトルリサイクルの在り方検討会にて検討された「ベール品質についての情報共有」に基づき、市町村や再生処理事業者からのニーズや実態に即した評価項目や配点にするため、平成 30 年度から品質ガイドラインならびにベール品質調査基

準を変更した。

平成30年度のベール品質調査では877カ所を実施したところ、総合判定Aランク838カ所(95.6%)、Bランク28カ所(3.2%)、Dランク0カ所(0.0%)となり、丸ボトルは11カ所(1.3%)であった。

なお、平成30年度からの新規項目の「容易に分離可能なラベル付きPETボトル」については、Aランク(10%以下)604カ所(68.9%)、Bランク(10%超～30%以下)149カ所(17.0%)、Dランク(30%超)124カ所(14.1%)であった。

③ 紙製容器包装

引き取りのあった109カ所の保管施設全てについて調査した。その結果は、Aランク106カ所(97.2%)、Bランク0カ所(0.0%)、Dランク3カ所(2.8%)であり、前年度同様、概ね良好な調査結果となった。また再商品化事業者が市町村から中間処理を受託している場合には、選別指導を兼ねて品質調査に立ち会った。

④ プラスチック製容器包装

イ) ベール品質調査：リチウムイオン電池の混入によるトラブルが急増

ベール品質調査を実施した結果、容器包装比率85%を下回るDランクが10カ所(昨年6カ所)、破袋度評価がDランクの市町村は28カ所(昨年46カ所)であった。これらDランクの市町村については、改善計画の提出を求め、年度内に再調査を完了した。

また、禁忌品の混入に関しては、特に、リチウムイオン電池の混入による発煙、発火が、平成29年度の56件から平成30年度には123件と急増、深刻な課題となっており、喫緊の対応が必要である。

当協会では、プラスチック製容器包装分別基準適合物の引き取り契約を交わしている市町村1,137を対象に、実態調査(アンケート)を行った。その結果、中間処理施設でリチウムイオン電池や同電池を含む電子機器が検出されたところが53%、うち発煙・発火したケースが15%あった。検出された主な発火危険物は、リチウムイオン電池(単体)が30%、モバイルバッテリーが28%、電子(加熱式)タバコが12%であった。

こうした状況を踏まえ、当協会ではリチウムイオン電池混入防止に向け、環境省および経済産業省に対し、リチウムイオン電池の再資源化率目標値(30%)の見直し、商品への分別排出マーク等の表示の促進、小型家電リサイクルルートでの回収の拡大等を依頼した。このほか、公益社団法人全国都市清掃会議に会員市町村への啓発、一般社団法人JBRCが行う小型充電式電池の回収拠点登録に関する周知・普及、発煙・発火事故発生市町村に対する改善計画書提出の要請、その他、小型家電リサイクル認定事業者協議会、一般社団法人日本たばこ協会、東京都廃棄物連合会との情報・意見交換を行った。

ロ) 市町村での「出前講座」の実施等

平成20年度から、プラスチック製容器包装のベール品質向上に向けて、市町村担当者及び廃棄物減量等推進員などを対象に協会スタッフが現地に出向いて行う「出前講座」(テーマ：プラスチック製容器包装収集物の品質改善等)を実施しており、平成30年度は、23市町村等で開催し843名の参加を得た。

また、「出前講座」では、容器包装リサイクル制度の概要やリサイクルの現状につ

いて、市町村担当者の勉強会等用に制作した動画（DVD）教材「プラスチック製容器包装“ビデオ出前講座”」を上映し、動画（DVD）「禁忌品混入防止のお願い」とともに学習教材としての積極的活用を推奨した。

平成30年度「出前講座」の開催実績

No.	都道府県	市町村事務組合	対象	実施日	参加者数 (人)
1	沖縄県	久米島町	市町村中間処理施設	4/13	10
2	富山県	黒部市・入善町	市町村中間処理施設	4/19	18
3	島根県	奥出雲町	市町村中間処理施設	5/10	13
4	栃木県	宇都宮市	市町村中間処理施設	5/23	17
5	福岡県	大木町・柳川市・みやま市	市町村中間処理施設	6/7	21
6	三重県	伊賀南部環境衛生施設組合	市町村中間処理施設	7/12	15
7	広島県	庄原市	市町村中間処理施設	8/30	17
8	神奈川県	大和市	廃棄物減量等推進員	9/11	47
9	青森県	藤崎町	市町村中間処理施設	10/11	19
10	岡山県	津山圏域資源循環施設組合	市町村中間処理施設	10/26	16
11	北海道	京極町	市町村中間処理施設+市民	11/16	31
12	長野県	上田市	廃棄物減量等推進員	12/5	65
13	静岡県	藤枝市	廃棄物減量等推進員	12/7	29
14	北海道	十勝圏複合事務組合	市町村中間処理施設	12/18	24
15	沖縄県	竹富町	市町村中間処理施設	1/18	6
16	高知県	高知市	廃棄物減量等推進員	1/26、27	340
17	大阪府	北河内4市リサイクル施設組合	市議会議員	2/7	28
18	神奈川県	横須賀市	市町村中間処理施設	2/15	19
19	兵庫県	加東市	廃棄物減量等推進員	2/20	31
20	群馬県	群馬県庁	群馬県内の市町村廃棄物担当者	2/27	40
21	滋賀県	守山市	市町村中間処理施設	3/5	12
22	北海道	根室北部廃棄物処理広域連合	市町村中間処理施設	3/26	13
23	北海道	羅臼町	廃棄物減量等推進員	3/27	12
参加者合計					843

- ・ 1回の開催時間：2時間30分～3時間
- ・ 内容＝（１）「DVD出前講座」の上映、（２）補足説明、（３）DVD「禁忌品混入防止のお願い」短縮版上映、（４）質疑応答、処理施設現場での説明。

（５）環境負荷データや市場動向等に関する効果的な情報発信

① ガラスびん

平成27年度に実施した「市町村によるガラスびんの分別収集・選別保管並びに再生処理事業者での再商品化に伴う環境負荷」に関する調査の結果を、市町村訪問や市町村説明会、再生処理事業者向けの説明会等の機会を通じて周知した。また、それによってガラスびんカレットを利用した場合の環境負荷の低減効果をPRし、ガラスびん引取量の拡大を要請した。

② PETボトル

平成 28 年度に実施したPETボトルのリサイクルによる環境負荷低減効果等に関する調査分析結果について、協会ホームページに掲載し、市町村、消費者をはじめとする関係者への周知に努めた。

③ プラスチック製容器包装

平成 29 年度の環境負荷データについて公表し、協会ホームページを通じて周知に努めた。

(6) オンライン申し込みの促進による業務の効率化・生産性向上

当協会の基幹システム REINS による特定事業者からの再商品化委託申込み、市町村からの分別基準適合物の引き渡し申込みに関するオンラインの活用は、特定事業者向け説明会・個別相談会をはじめ、様々な機会を通じた利便性やメリットの周知・広報によって、年々着実に進展している。

具体的には、特定事業者の直接オンライン申込率は、件数ベースでみると、平成 20 年度再商品化委託申込受付時が約 24%であったのに対して、平成 22 年度は約 38%、平成 24 年度は約 48%、平成 27 年度は約 58%となり、平成 30 年度においては約 66%に達している。

当協会では、契約事務の合理化のため、オンライン化の一層の推進に努めており、市町村の 30 年度利用率は約 95%（31 年度引渡申込時）に達している。なお、再商品化事業者については、電子入札制度との関係でオンライン利用率は 100%となっている。

なお、オンライン申込においては、特定事業者が自らの過年度の申込内容を確認できることから、適正な申込の促進にも寄与している。

3. 容り法に則した適正な業務の遂行と運用の厳格化

(1) 不正・不適正行為の防止及び危機管理体制の強化

① 不正及び不適正行為の防止

当協会は、平成 30 年度再商品化業務の実施に当たり、再商品化事業者との契約に基づくコンプライアンスの徹底や、不当利益を企図した当協会への虚偽報告の有無確認など、種々の不正防止策を実行し、不適正行為の防止を図った。また、再商品化業務の公正性を担保するため、「再商品化実施に関する不適正行為等に対する措置規程」を適宜整備した。

平成 30 年度の危機管理実績としては、日常的な事業者管理を通じて把握した「不適正行為による措置」の発動 5 件（前年度 6 件）、「業務改善指示」が 8 件（同 10 件）であった。また、不適正行為の確認や業務改善要請の意味合いを持たせた予防的措置としての「指導票」を 34 件（前年度 24 件）発信するなど、危機管理として各種施策を徹底した。

このほか、「公益通報」いわゆる通報専用窓口を通じて把握した「告発情報」に関しては、平成 30 年度は 2 件（同 4 件）あり適切に対応した。こうした専用窓口に寄せられた公益通報への対応については、風評被害につながることをないよう、情報管理を含め慎重な対応を行った。

② 危機管理体制の維持強化

「危機管理規程」に基づき、日常の危機管理体制の維持に努めるとともに、危機管理の対象となる事象が発生した場合には、同規程に定める危機管理委員会等を機動的に開催し、弁護士など専門家と緊密な連携をとりつつ迅速に対応した。

同委員会では、市町村、再商品化事業者、特定事業者、協会内部それぞれに関して想定される危機事象（リスク）について、発生の可能性と発生時の影響度から分析し、具体的なリスク防止策の進捗状況を四半期ごとに共有化し、未然防止につなげている。

当協会事務局の業務推進に係るリスク管理については、日常的に、担当部署から情報提供などを行いつつ、情報セキュリティシステムの運用と情報漏洩防止対策の徹底を図った。また、自然災害など万一の事態に備えて策定したBCP（Business Continuity Plan：事業継続計画）に関しては、事務局員一人一人の日常的な意識を高めるため、REINSバックアップシステムへの接続作業などの訓練を実施した。

（２）再商品化事業に関する厳格な業務管理の徹底

再商品化業務を厳格かつ適切に履行するため、再商品化事業者に関しては、再商品化実施委託契約書の記載事項の遵守状況を月報等で確認するとともに、現地検査内容の充実と効率的な実施を通じ、事業者管理体制を強化した。

特に、他素材と比較して多額の逆有償取引となっているプラスチック製容器包装については、リサイクル製品利用事業者に対して、実際に利用した量を証明する書類（＝利用証明書）の提出を求めたほか、利用事業者の不適正行為に関する再商品化事業者の管理責任をより明確にし、再商品化事業者による「利用事業者の理解促進」と「現地確認の実施」につき指導を徹底した。

また、再商品化事業者への検査訪問に関しては、事務局において対応可能な事項は訪問前後に事務局にて行うとともに、再商品化事業者の実態に応じた訪問回数にするなど、効果的、効率的な事業者管理に努めた。

素材ごとに行った現地検査の平成30年度実績は、次のとおり。

平成30年度現地検査の実績

素 材	実 績（前年度）			
ガラスびん	55社	63施設	(48社	56施設)
PETボトル	41社	46施設	(45社	50施設)
紙	40社	53施設	(36社	43施設)
プラスチック	41社	91施設	(43社	91施設)

（備考）上記現地検査には、登録審査時の現地審査、あるいは再商品化製品利用事業者に対する調査などは含まれていない。

（３）再商品化義務の不履行特定事業者へのアプローチの強化

主務省においては、容器包装の再商品化義務履行に関して、「ただ乗り事業者」（＝リサイクル義務を負っているにも拘わらず委託申込みを行わない事業者、申込み・契約をしながら委託料金を未払いの事業者等）への対策を継続的に行っており、当協会においても、次に掲げる取り組みを持続的に実施した。

○ただ乗り事業者対策に係る情報提供として、要請に基づき国へ各種特定事業者の申込関連情報データを提出

○過去に申込手続きをしていない年度が存在する事業者に対し、文書によりリサイクル義務履行を要請（年４回：平成30年５月、同８月、同11月、平成31年２月）

- 特定事業者間の相互牽制の観点等から再商品化義務履行者リストを当協会ホームページに掲載
- 全国各地の特定事業者に義務履行を呼びかけるため、日本商工会議所・全国商工会連合会に依頼し、各団体およびその傘下・関連の団体等が発行する広報媒体や相談窓口を通じた普及啓発活動を実施
- ただ乗り事業者対策の一環として、公開に同意いただいた特定事業者の再商品化実施委託料金額を、当協会ホームページに掲載（平成20年度から主務省の指導で継続実施）

特に、当協会と再商品化委託契約を締結していながら委託料が未納となっている大口事業者4社に対しては、法的措置を念頭に顧問弁護士名での支払い催告を行い、うち1社から分割払いを受け、他社からは分割支払計画書の提出を待っている。

平成30年度の再商品化義務不履行分の過年度遡及支払いは、433社（平成29年度は420社）から約4億6千万円（平成29年度は約4億7万円）となった。

また、分割支払計画書を提出しつつも1,000万円超の未収金につき返済の滞っていた特定事業者に関して、協会発足以来、初めてとなる民事訴訟の提起を平成30年11月に行った。同12月には、東京地方裁判所より当協会の全面勝訴判決が下された。これに従い、当該特定事業者からはまず150万円の入金があり、残未収金にかかる分割支払計画の提出を待っている。

4. 市町村への資金拠出

（1）容リ法第10条の2に基づく市町村への資金の拠出

平成20年4月から改正施行された容リ法第10条の2に基づく「市町村への資金拠出制度」は、市町村等が当協会に引き渡す分別基準適合物に関する、異物混入や汚れ等の防止・低減努力等による品質面及び費用面での寄与に応じて資金拠出する仕組みである。平成20年度分以降、翌年9月に、該当する市町村及び一部事務組合（以下、「市町村等」という）へ資金拠出を行っている。

平成20～22年度分の拠出額は約93～100億円で推移したが、3年ごとに見直される想定単価の1回目の変更が行われた平成23～25年度分の拠出額は約19～24億円となった。さらに2回目の想定単価の変更が行われた後の平成26～28年度分の拠出額は、約14～25億円となった。

平成29年度分に関しては、3回目の想定単価の見直しが行われ、プラスチック製容器包装のリサイクルに係る想定額315億円に対し、実際にリサイクルに要した費用が318億円と想定額を上回ったことが大きく影響し、4素材全体の拠出金額は約3,500万円と過去に比べ大幅に減少した。

合理化拠出金推移

（金額単位：億円）

	21年度分	22年度分	23年度分	24年度分	25年度分	26年度分	27年度分	28年度分	29年度分
ガラスびん	—	—	0.24	0.15	0.03	—	—	—	0.22
PETボトル	0.88	3.40	1.12	0.52	—	1.02	0.12	0.61	0.12
紙製容器包装	0.26	0.45	0.13	0.13	0.07	0.02	0.04	0.03	0.01
プラ製容器包装	92.20	95.87	22.93	18.09	21.17	12.85	16.06	24.38	—
合計	93.35	99.72	24.43	18.89	21.27	13.89	16.22	25.02	0.35

(2) 有償入札に伴う市町村への資金の拠出

PETボトル及び紙製容器包装の一部の有償入札（＝再商品化事業者が有償で再商品化を受託する入札）に伴う収入について与信管理を厳格に行うとともに、これら収入については引き続き、該当する市町村等に対して、引き取り量及び落札単価に応じた資金拠出を実施した。平成30年度は、1,134市町村等へ約75億5千万円（平成29年度は、1,156市町村等へ約80億1千万円）を拠出した。

また、平成28年度から開始した市町村ごとの拠出情報のホームページでの公表について継続的に行っている。

（注：支払対象市町村数は、前年度分の支払残を5月に支払う市町村が、年度末の3月に支払う市町村と重複する場合は、1市町村として数えた。）

有償入札に伴う拠出金推移

（金額単位：億円）

	22年度分	23年度分	24年度分	25年度分	26年度分	27年度分	28年度分	29年度分	30年度分
ガラスびん	0.01	0.00	—	—	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
PETボトル	38.93	81.56	79.38	67.88	101.47	65.65	51.68	77.83	73.24
紙製容器包装	0.67	1.48	1.62	1.39	1.72	2.11	2.17	2.31	2.23
プラ製容器包装	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	39.61	83.03	80.99	69.28	103.19	67.78	53.86	80.14	75.47

5. 容器包装リサイクルに係る普及啓発活動の展開と情報発信の強化

(1) 指定法人による再商品化のメリットの明確化と周知

容器包装のリサイクルに関しては、独自処理により再商品化を行う市町村が、なお少なからずある。指定法人を活用した再商品化の促進を図るべく、そのメリット（＝全国を対象とするスケールメリット、あらゆる地域をカバーするユニバーサルサービス、市町村からの確実な分別基準適合物の引取保証、有償分拠出金の確実な支払い、消費者への情報提供など）について、ホームページ、会報（容リ協ニュース）、説明会資料等の様々なツールと機会を通じ、具体的かつ分かりやすい周知に努めた。

(2) 協会ホームページを通じた分かりやすい情報発信・公開

当協会ホームページ（<https://www.jcpra.or.jp/>）の平成30年度のアクセス数は、年間約114万と前年度よりも4万増加している。

平成30年11月には、ホームページのデザイン・構成を刷新し、より見やすい、理解しやすい、利用しやすいものにした。

また、消費者一般の理解促進に向けて29年度に制作した「容器包装リサイクル1分間動画事典」（素材別に分別排出ルールやリサイクルの流れなどを短時間で分かりやすく解説した動画）を自由にダウンロードのうえ利用できるようホームページに掲載した上で、活用を促すチラシを作成、配布することで、市町村、教育機関などでの利活用の促進、普及を図った。

このほか、ホームページでは、全ての再商品化義務履行者リスト、公表に同意いただいた特定事業者の再商品化委託料金、市町村からの引き渡し量の推移等の情報公開を推進するとともに、容器包装リサイクルの促進による多くの成果（リサイクル率の向上、最終処分場の長寿化、資源の有効利用促進、関係主体間の連携等）について周知するなど、情報提供ツールとして一層の活用を図った。

さらに、国民一般に幅広く情報発信を行うため、Facebook、Youtube、Twitterなどの

SNS（ソーシャルネットワークサービス）の活用を図ったほか、市町村向けの「環境学習など取り組み事例紹介サイト」（27年度に開設）を拡充すべく、引き続き全国市町村の情報収集に努めるとともに、活用促進を図った。

（３）メディア対応の強化をはじめとする広報活動の積極展開

新聞・テレビ・雑誌などマスメディアからの取材要請には積極的に対応し、容リ法に基づいて当協会が行う容器包装リサイクルの具体的な事業等について、広く社会へ適確に報道されるよう情報提供に努めた。

さらに、広報専門委員会（平成22年度からスタート）のメンバーである外部の有識者や行政関係者の意見・要望、具体的な改善提案・アドバイスなどを当協会の広報活動に積極的に反映させた。特に、容器包装のリサイクルにおいて、分別排出など重要な役割を担っていただいている消費者に向けた広報の重要性を踏まえ、当協会ホームページにおける消費者向けコンテンツ、市町村向けコンテンツの内容の拡充等に注力した。

平成31年2月に開催した広報専門委員会では、「容リ協ニュース」、「年次レポート」及び協会ホームページに関する活動実績について報告を行うとともに、平成31年度の活動計画について検討を行った。

また、講演会やセミナーへの講師派遣も積極的に行うとともに、2018東京国際包装展（TOKYO PACK 2018）（主催＝公益社団法人日本包装技術協会）、エコプロ2018「SDGs時代の環境と社会、そして未来へ」（主催＝一般社団法人産業環境管理協会他）、「こどもエコクラブ 全国フェスティバル2019」（主催＝公益財団法人日本環境協会）をはじめとする、多くのイベントへの後援・協賛・出展などを行った（詳細は、P-26～28参照）。

また、平成29年度に引き続き、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を容リ制度の周知・広報活動に活用すべく、大会組織委員会から事業認証を得て、「容器包装リサイクル制度説明会・個別相談会」（平成30年11月～平成31年1月、全国各地で21回開催）につき「東京2020応援マーク」（大会組織委員会の認証マーク）の使用許可を得て（認証、許可とも無償）、説明会・個別相談会の「チラシ」に応援マークを付すとともに、同「チラシ」を協会ホームページに掲載し、効果的な周知、広報を図った。

（４）会報「容リ協ニュース」、年次レポート及び動画（DVD）による制度等の周知

容リ制度のステークホルダーである特定事業者、市町村、再商品化事業者や国などに対する情報発信を主目的とした会報「容リ協ニュース」については、リサイクル現場の取り組み、再商品化製品利用商品の紹介、特定事業者の3R推進への取り組み、自治体および再商品化事業者における品質向上の事例などを積極的に紹介し、周知広報が必要な事項のみならず読み手のニーズを反映した紙面づくりに努め、年3回・各8,000部発行した。

また、年間の協会事業の報告を目的として、「年次レポート」を1万部作成し、各ステークホルダーへの配布のほか、各種説明会、イベント等で活用し、広報の拡充を図った。

啓発ツールとしての広報用動画（DVD）は、市町村・市民向け並びに特定事業者向けのものを作成し、デザイン・構成を刷新したホームページのトップに分かりやすく「動画で学ぶ」として配置し直すとともに、市民向け啓発ツールの「禁忌品混入防止のお願い」（27年度製作）については、市町村での積極的な活用を呼びかけた。

（５）各種説明会等による普及・啓発

① 平成31年度登録希望事業者に対する説明会

平成31年度に向けた再生処理事業者の登録申請に係る連絡を、平成30年7月2日付官報等で行い、同月中旬に分別基準適合物の再生処理事業の実施を希望する事業者を

対象とする説明会を開催し、各素材を巡るリサイクル事情、登録申請に当たっての要件や留意事項、書類記入方法等を周知した。

素 材	開催日	場 所	出席者
ガラスびん	30年7月12日 13:00～15:00	浜松町・貿易センタービル 東京會館	61名(45社)
PETボトル	30年7月10日 13:00～15:00	霞山會館	72名(45社)
紙	30年7月13日 13:00～15:00	浜松町・貿易センタービル 東京會館	45名(42社)
プラスチック	30年7月11日 13:00～15:00	東海大学校友会館	79名(44社)

② 平成31年度事業の実施に向けた市町村説明会

平成31年度事業の実施に向け、当協会へ分別基準適合物を引き渡す予定がある市町村等及びそれを管轄する都道府県の担当者を対象とした説明会を、全国5ヵ所で次のとおり開催した。

開催地	開催日	会 場	出席者(市町村・ 一部事務組合数)
札 幌	30年11月8日 13:00～15:00	ANAクラウンプラザホテル札幌	68名 (67市町村等)
仙 台	30年11月9日 13:00～15:00	ホテルメトロポリタン仙台	35名 (33市町村等)
東 京	30年11月12日 13:00～15:00	東海大学校友会館	190名 (178市町村等)
大 阪	30年11月13日 13:00～15:00	ホテルマイステイズ 新大阪コンファレンスセンター	125名 (117市町村等)
福 岡	30年11月14日 13:00～15:00	ホテルオークラ福岡	90名 (85市町村等)

③ 平成31年度再商品化業務に関する入札説明会

平成31年度の登録再生処理事業者及び運搬事業者を対象に、ガラスびん、PETボトル、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装のリサイクル業務に関する入札説明会を開催し、市町村保管施設ごとの入札条件リスト(引取量等)を提示のうえ、オンラインによる入札手続、入札の注意事項、選定方法及び選定結果の連絡方法、実施契約、法令遵守、入札書の記入要領等を説明した。

素 材	開催日	場 所	出席者
ガラスびん	30年12月17日 13:00～15:00	浜松町・貿易センタービル 東京會館	57名(49社)
PETボトル	30年12月18日 13:00～15:00	霞山會館	75名(45社)
紙	30年12月18日 13:00～15:00	浜松町・貿易センタービル 東京會館	36名(36社)
プラスチック	30年12月17日 13:00～15:00	東海大学校友会館	87名(39社)

④ 平成31年度の再商品化業務契約事業者の業務手続に関する説明会

平成31年度の契約予定再生処理事業者を対象に、業務手続に関する説明会を開催し、市町村の分別基準適合物の引き渡し方法、業務手続及び業務フロー、オンラインによる引き取り実績報告、実施契約の締結、法令遵守等を説明した。

素 材	開催日	場 所	出席者
ガラスびん	31年3月14日 13:00～15:00	浜松町・貿易センタービル 東京會館	58名(46社)
PETボトル	31年3月14日 13:00～15:00	東海大学校友会館	66名(40社)
紙	31年3月15日 13:00～15:00	浜松町・貿易センタービル 東京會館	35名(35社)
プラスチック	31年3月15日 13:00～15:00	東海大学校友会館	74名(36社)

6. 商工会議所・商工会への業務委託

当協会では、政令（平成7.12.14、容リ法施行令）に基づき、主として市区域に設置された商工会議所（平成31年4月1日現在で515ヵ所）の全国組織である日本商工会議所（日商）及び、町村区域に設置された商工会（平成31年4月1日現在で1,652ヵ所）の全国組織である全国商工会連合会（全国連）に業務委託を行い、そのネットワーク力を活かして効率的に、各地の特定事業者からのリサイクルの委託申込受付や普及啓発活動を行った。加えて、全国主要19都市（延べ21回）で「特定事業者向け説明会・個別相談会」を開催した。

（1）特定事業者からの再商品化委託申込状況

当協会の平成30年度における特定事業者からの「再商品化委託契約件数・金額」は、合計で18,701件（前年度19,084件）・525億7千万円（同441億9千万円）となっている。

申込方法は、①全国の商工会議所・商工会経由による書面申込みと、②特定事業者自身によるオンライン申込みとなっている。なお、一部に商工会議所・商工会が申込受付を締め切った後（6月末日以降）に、OPC（＝協会オペレーションセンター※）に申込みを行う特定事業者もある。ちなみに、特定事業者自身によるオンライン申込件数を前年度と比較すると、平成29年度は12,101件（同63.4％）に対して、平成30年度は12,355件（申込件数の66.1％）と伸びている。

※OPCは、「運用セクション」と「お問い合わせ窓口」の2つの機能を有し、特定事業者、市町村、再商品化事業者、商工会議所・商工会等への各種書類の送付や各種情報変更・訂正書類の受付、システム（REINS）操作の問い合わせ対応、市町村からの再商品化申込情報の入力などの事務処理を行うために設置している組織。

平成30年度再商品化委託申込件数（契約ベース）・金額

全 体 (合計)		件 数		金 額 (消費税込)
		18,701 件	(100.0%)	52,573,804,060 円 (100.0%)
申 込 内 訳	商工会議所	4,150 件	(22.2%)	4,771,802,236 円 (9.1%)
	商工会	1,892 件	(10.1%)	676,161,846 円 (1.3%)
	特定事業者から直接	12,355 件	(66.1%)	45,037,639,243 円 (85.7%)
	OPC	304 件	(1.6%)	2,088,200,735 円 (4.0%)

- （備考）1. 本表の件数では、新聞販売所、コンビニエンスストア（フランチャイズの直営店は除く）等が、一括代理人契約で本部一括申込みとしている場合には、本部（1法人）を1件とカウントしている（＝個店を1件とカウントしていない）。
2. 内訳のうち、OPCの件数・金額は、全国の商工会議所・商工会での申込受付締切（30年6月末日）後に、特定事業者から当協会に直接申込みされた実績。
3. 本表の実績は、31年3月末日現在の年度締め時点での数値。

(2) 特定事業者向け説明会など各地での普及啓発活動への取り組み

全国の主要都市において、日商及び開催地商工会議所、全国連、更に主務5省の協力も得ながら、当協会では特定事業者向けの「容リ制度に係る説明会・個別相談会」を開催し、特定事業者への制度普及に努めた。平成30年度は19都市で21回開催（平成29年度も19都市21回）、特定事業者等の参加者数は1,158名（平成29年度1,131名）、個別相談者は128名（同120名）であった。この活動は、平成22年度から本格的に取り組んでおり、成果も見られることから今後も継続する。

また、業務委託を行う日商及び全国連では、こうした説明会のほか、それぞれの団体の全国ネットワークの中で、会員事業所や地区内事業所向けの環境イベント等地域特性に応じた容リ制度に関わる普及啓発、会報やホームページによる情報発信等を継続的に行っている。

平成30年度容器包装リサイクル制度に関する特定事業者説明会の開催実績

開催地	開催日	開催地	開催日
札幌	30年12月12日	名古屋	30年11月16日
帯広	30年12月11日	京都	30年11月15日
盛岡	30年11月28日	大阪	30年12月21日
仙台	31年1月24日	神戸	31年1月29日
富山	30年12月20日	鳥取	30年11月21日
水戸	30年11月29日	広島	31年1月17日
高崎	30年11月27日	松山	30年11月21日
千葉	30年12月7日	福岡	31年1月18日
東京①	30年12月12日	佐賀	31年1月18日
東京②	30年12月13日	那覇	31年1月11日
東京③	31年1月16日		
合計	19都市21回開催、参加者数1,158名、個別相談128名		

(3) 担当者研修会の開催

全国各地の商工会議所・商工会の再商品化委託業務担当者に対しては、特定事業者からの再商品化委託申込みの契約代行業務が円滑に遂行されるよう、容器包装リサイクル法の概要及び当協会の役割・業務内容、各地における申込受付・契約関連事務手続き方法（パソコン操作含む）、普及啓発活動等をテーマに、以下の日程で研修会を開催した。

<商工会議所関係>

開催日：平成30年9月27日（木）、10月4日（木）、10月11日（木）

出席者数：101商工会議所・109名

開催場所：東京（アジュール竹芝）、福岡（福岡商工会議所）、大阪（大阪商工会議所）

<商工会関係>

開催日：平成30年8月28日（火）、9月7日（金）、9月13日（木）、9月20日（木）

出席者数：89商工会（連合会）・97名

開催場所：盛岡（岩手県商工会連合会館）、東京（ハロー貸会議室新橋）、広島（TKPガーデンシティPREMIUM広島駅前）、大分（大分県中小企業会館）

7. 関係主体間の連携の強化

(1) 国内関係機関との連携強化

容器制度を円滑に推進するため、主務5省及び廃棄物処理事業や清掃事業に関し市町村の声を集約する公益社団法人全国都市清掃会議の出席を得て、「情報連絡会議」を年4回のペースで開催し、当面の課題等について当協会常勤理事との間で情報交換・協議等を行った。また、容器包装リサイクルの効果的・効率的な推進に関し、4素材のリサイクル推進協議会・促進協議会、評議員団体、理事団体と随時、交流、情報交換を行った。

(2) 海外関係機関との交流促進

中国で生活由来固体廃棄物の輸入禁止措置がとられたことを受けて、アジア各国から日本の容器包装リサイクル制度とその運用に関する説明会の開催依頼が多数寄せられた(詳細は、P-27～28 参照)。シンガポール環境・水資源省、香港特別行政区環境保護局、韓国国立環境科学院資源循環研究課、タイ工業省、台湾環境省受託・臺灣環資國際、韓国循環資源流通支援センターなど多くの海外機関のメンバーに日本の容器包装リサイクル制度とその運用について説明し、意見交換を行った。

また、昨年に続き、平成30年9月12日～20日に、中国及びタイのPETボトルリサイクルに関する現地調査を行った。中国においては、中国化学繊維工業協会、中国国際リサイクルポリエステル協会や、再生PETボトルフレークやベールを日本から輸入している現地企業(再生ポリエステル繊維メーカー)と意見交換を行った。また、タイにおいては、タイ工業省、タイリサイクル推進協会と意見交換を行ったほか、タイ最大のリサイクル企業や日系の再商品化製品利用企業を訪問した。これらの機会を通じて中国等の廃棄物輸入規制の動向とその影響等について情報収集を行ったほか、第14回中国国際再生ポリエステル会議に参加・聴講した。

(3) 各種イベントへの後援・協賛及び講師派遣など

平成30年度に、後援・協賛及び講師派遣等を行った環境関連イベント等は次のとおり。

環境関連イベント等への主な後援・協賛等実績

開催日・場所	行事名	主催者	目的・内容	
30年5月22～25日 (於：東京ビッグサイト)	2018NEW環境展	日報ビジネス株式会社	各種課題に対応する様々な環境技術、サービスを一堂に展示、情報発信	協賛
30年6月13日 (於：防衛省 厚生棟)	防衛省環境月間に伴う環境展示会	防衛省(大臣官房文書課環境対策室)	防衛省職員の環境保全意識高揚を図る	出展
30年10月2～5日 (於：東京ビッグサイト)	TOKYO PACK 2018-2018 東京国際包装展	公益社団法人日本包装技術協会	国内外の包装資材、包装機械から包材加工機械、食品機械、関連機器類、環境対応機材、物流機器類を展示公開	協賛
30年10月31日 (於：座・高円寺)	第13回容器包装3R推進フォーラム	3R推進団体連絡会	自治体・事業者・市民等さまざまな主体が連携して、容器包装の3Rを推進する	後援

30年11月16日 (於：ホテル日航金沢)	第17回産業廃棄物と環境を考える全国大会	公益社団法人全国産業廃棄物連合会（幹事団体） 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター 公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団	行政担当者、事業者、学識経験者、市民等と共に循環型社会の形成等について考える	協賛
30年12月6～8日 (於：東京ビッグサイト)	エコプロ2018「SDGs時代の環境と社会、そして未来へ」	一般社団法人産業環境管理協会、日本経済新聞社	環境問題を中心に様々な社会で発生している問題や課題を解決する	出展
31年3月12～15日 (於：東京ビッグサイト)	2019NEW環境展	日報ビジネス株式会社	環境技術・サービスを展示情報発信して環境保全啓発を行い、国民生活の安定と環境関連産業の発展を目指す	協賛
31年3月24日 (於：国立オリンピック記念青少年総合センター)	こどもエコクラブ全国フェスティバル2019	公益財団法人日本環境協会	子供たちが広く環境に関心を持ち、環境に対する責任と役割を理解し、環境保全活動への参加等を通じて環境問題を解決する力を育成する	後援 出展

環境関連イベント等への主な講師派遣実績

開催日・場所	行事名・講義内容	主催者	派遣者氏名
30年4月12日 (於：当協会 大会議室)	シンガポール環境水資源省代表団訪問対応 「容リ法の概要及び容リ制度立ち上げ時の経緯等」	—	堀田 肇 業務執行理事・企画広報部長 青山 直樹 企画広報部 部付部長
30年6月20日 (於：当協会 大会議室)	香港特別行政区環境保護局代表団訪問対応 「容リ制度の概要と運用」	—	堀田 肇 業務執行理事・企画広報部長 青山 直樹 企画広報部 部付部長
30年7月3日（於：福岡） 30年7月10日（於：大阪） 30年7月17日（於：仙台） 30年7月19日（於：東京）	食品容器環境美化協会 2018年度地方連絡会議ブロック会議 「容器包装リサイクル制度について」	公益社団法人食品容器環境美化協会	堀田 肇 業務執行理事・企画広報部長 青山 直樹 企画広報部 部付部長
30年9月26日 (於：グランメッセ熊本コンベンションホール)	第3回九州環境フォーラム2018 「容器包装リサイクル制度の現状」	有価物回収協業組合石坂グループ 株式会社エコポート九州	青山 直樹 企画広報部 部付部長
30年9月28日 (於：当協会 大会議室)	韓国国立環境科学院資源循環研究課訪問対応 「容リ制度の概要と運用」	—	堀田 肇 業務執行理事・企画広報部長 青山 直樹 企画広報部 部付部長

30年10月19日 (於：当協会 大会議室)	タイ工業省代表团訪問対応 「容リ制度の概要と運用」	—	堀田 肇 業務執行理事・企画広報部長 青山 直樹 企画広報部 部付部長
30年11月6日 (於：当協会 大会議室)	台湾環境省受託・臺灣環資国際訪問対応 「容リ制度の概要と運用」	—	堀田 肇 業務執行理事・企画広報部長 青山 直樹 企画広報部 部付部長
31年1月18日 (於：(株)シジシージャパン 会議室 新宿区)	CGCグループ環境勉強会 「平成31年度容器包装リサイクル法再商品化委託料金申込方法について」	株式会社シジシージャパン	青山 直樹 企画広報部 部付部長 望月 綾 企画広報部職員
31年2月16日 (於：もんぜんぷら座 長野市)	日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 東日本支部・長野分科会講演 「よくわかる！容器包装のリサイクル」	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 東日本支部・長野分科会	堀田 肇 業務執行理事・企画広報部長
31年3月26日 (於：当協会 大会議室)	韓国循環資源流通支援センター訪問対応 「日本におけるPETボトルリサイクルの状況」	—	前川 恵士 業務執行理事・PETボトル事業部長

8. 協会業務の更なる改善に向けた計画的、継続的な取り組みの推進

(1) 特定事業者等からの意見・提案への積極対応

当協会コールセンターに寄せられる特定事業者等からの種々の意見・提案等については、業務改善の重要な手掛かりと位置づけ、事務局内で随時、対応を協議・検討した。

具体的には、協会と特定事業者間でやり取りする契約書類や請求書あるいは諸手続き等の見直し、具体的な照会事項への個別対応、協会ホームページのQ&Aの拡充等を行った。なお、同センターによる平成30年度の個別対応件数は、特定事業者関係4,276件(前年度3,925件)、商工会議所・商工会関係240件(同255件)、その他346件(同271件)、計4,862件(同4,451件)であった。

(2) 事務局による省エネ・省資源、3R推進など環境保全活動の実施

事務局における省エネ・省資源活動として、前年度に引き続き「平成30年夏期節電対策」(7月～9月)を策定し、事務局内で使用するエアコン・蛍光灯・パソコン、その他電気器具の節電を重点的に励行した。なお、当協会では、年度を通じて可能な各種電気器具の節電は、夏期に限定せず行っている。また、事務用品のリユース、グリーン購入、特定事業者向け送付書類の見直しなど紙使用量の抑制、事務局内での分別排出の徹底など、地道な活動も継続している。

9. 公益財団法人としてのガバナンスの向上とコンプライアンスの徹底

業務の厳格・着実な執行体制の整備、危機管理の徹底、普及啓発活動の工夫などを通じ、従前にも増してガバナンス（内部統制）の向上とコンプライアンス（法令遵守などの内部統制）の徹底を図り、外部からの信頼に充分応えられるように万全を期した。

平成30年5月には、新たに「秘密情報の管理に関する対応について」（事務局における秘密情報管理に関する具体的な対処方針）を制定し、情報漏えい事故防止対策を徹底した。また、平成31年2月7日には、事務局責任者である専務理事、常務理事及び業務執行理事・総務部長と協会の会計監査人との間で、当協会の活動理念や事業目標の協会内への徹底、経営判断を行うための重要な情報把握、不正リスクへの対応、公益財団法人の運営など広範なテーマについて意見交換を行った。

Ⅲ 会議開催状況

1. 第1回定時理事会・定時評議員会

(1) 第1回定時理事会

○日 時：平成30年6月11日（月）13時30分～15時10分

○場 所：公益財団法人日本容器包装リサイクル協会大会議室

○理事出席：18名

○議 事：

<審議事項>

①平成29年度事業報告（案）について

②平成29年度財務諸表（案）について

③監事による「会計及び業務に係る監査報告」について

議長の指示により、資料に基づき、①については先ず、小山専務理事より平成29年度の再商品化の量・金額の実績についてフロー図を用いて説明し、次に栗原常務理事より、平成29年度事業報告（案）の概要について説明した。

また、②については高松理事・総務部長から決算資料に基づいて説明を行い、引き続き、③について志村監事から「当協会の事業報告書及び財務諸表について監査を行った結果、適正に処理されている」旨の報告があり、議長より出席者に諮ったところ、出席理事全員の賛成により、①、②いずれも異議なく承認された。

④評議員会への提案事項について

(イ) 理事の交代（案）について

議長の指示により、事務局から資料に基づき、任期途中における理事の交代（案：下記就退任者リスト参照）について説明し、議長より出席者に諮ったところ、出席理事全員の賛成により、異議なく承認され、6月27日開催の平成30年度定時評議員会（以下、「定時評議員会」）に提案することとなった。

また、同定時評議員会の終了を以て退任される出席理事（末永氏、宮澤氏、幸氏）から挨拶があった。

就 任	退 任
奥田 辰幸	上河 潔
浅野 正彦	末永 寿彦
秋野 卓也	宮澤 哲夫
田中 希幸	幸 智道
前川 恵士	橋本 賢二郎

(ロ) 任期満了に伴う監事（第3期）の選任（案）について

議長の指示により、事務局から資料に基づき、任期満了となる監事の選任に関して、監事（第3期）の候補者（いずれも再任：下記2名）を提案し、議長より出席者に諮ったところ、出席理事全員の賛成により、異議なく承認され、定時評議員会に提案することとなった。

提案に際しては、監事の選任に先立ち、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法」）」及び「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」）」に定める役員の資格制限（一般法第65条）・認定申請欠格事由（認定法第6条の一）に関する確認を行い、監事候補者について

は、資格制限・欠格事由には該当しない旨の確認を得ているとの報告が事務局よりあった。

なお、第3期監事の任期は平成30年度定時評議員会（6月27日）終結時より令和4年6月開催の定時評議員会終結時まで。

本間 通義	志村 晃司
-------	-------

(ハ) 任期満了に伴う評議員（第3期）の選任（案）について

議長の指示により、事務局から資料に基づき、任期満了となる評議員の選任に関して、評議員（第3期）の候補者を下記リストのとおり提案し、議長より出席者に諮ったところ、出席理事全員の賛成により、異議なく承認され、定時評議員会に提案することとなった。

提案に際しては、評議員の選任に先立ち、一般法及び認定法に定める役員の資格制限（一般法第65条）・認定申請欠格事由（認定法第6条の一）に関する確認を行い、評議員候補者については、資格制限・欠格事由には該当しない旨の確認を得ているとの報告が事務局よりあった。

なお、第3期評議員の任期は平成30年度定時評議員会（6月27日）終結時より令和4年6月開催の定時評議員会終結時まで。

足立 夏子	井岡 智子	石川 雅紀	板谷 伸彦
伊藤 章	伊藤 直樹	伊藤 洋	井上 淳
岩崎 哲也	岩垂 肇	江國 清志	大熊 洋二
大隅 和昭	大塚 直	岡田 臣弘	岡南 啓司
織田 哲雄	尾辻 昭秀	小野 隆弘	苧野 恭成
金丸 康夫	川村 和彦	古賀 明	小松崎 眞
西條 宏之	齊藤 昭	齊藤 崇	佐藤 昌弘
杣谷 尚彦	高崎 政則	高橋 勝浩	高橋 晴樹
滝本 修司	立花 太郎	田中 要範	田辺 義貴
鶴見 和良	土橋 芳和	中井 義兼	中田 雅史
中峯 准一	西尾 昇治	山崎 茂樹	西野 豊秀
般若 攝也	諸橋 鉄男	山田 政雄	山本 領
山本 順二	吉田 康夫	和田 務	

⑤平成30年度定時評議員会及び第1回臨時理事会の開催日程と議事等（案）について

議長の指示により、事務局から資料に基づき、開催日程と議事等（案）について説明し、議長より出席者に諮ったところ、出席理事全員の賛成により、異議なく承認された。

<報告事項>

①平成30年度落札結果について

議長の指示により、堀田理事・企画広報部長から資料に基づき、各素材・手法別の加重平均落札単価及び落札数量とPETボトル・紙製容器包装の有償および逆有償落札状況について報告した。

②平成29年度素材別再商品化実績等について

議長の指示により、ガラスびん及び紙製容器包装については鈴木理事から、PETボトルについては橋本理事から、プラスチック製容器包装については石川理事から、

それぞれの素材ごとに資料に基づき、29 年度の再商品化の実績（市町村からの引取数量、再商品化製品販売量等）について報告した。

③普及啓発・リスク管理に係る平成 29 年度報告等について

議長の指示により、堀田理事・企画広報部長から資料に基づき、協会設立 20 周年記念誌・容リ協ニュース・協会ホームページ・東京 2020 オリンピック・パラリンピック参画プログラムとの連携等の「普及啓発活動」、及びリスク重点項目への対応・再商品化事業者への措置等の発行状況・不適正行為通報等の平成 29 年度「リスク管理」について報告した。

④ペットボトルリサイクルの運用見直し等について

議長の指示により、橋本理事・PETボトル事業部長から資料に基づき、平成 28 年 5 月の第 18 回産構審・中環審合同会合報告書を受けて発足させた“ペットボトルリサイクルの在り方検討会”における、ペットボトルリサイクルの運用見直しの状況等について報告した。

⑤PETボトルリサイクル推進協議会からの要望書への対応について

議長の指示により、橋本理事・PETボトル事業部長から資料に基づき、平成 30 年度の落札結果を受け、従来よりも多く見込まれる 30 年度再商品化実施委託料の余剰金を、30 年 6 月請求（7 月末支払い）以降の委託料と相殺して欲しい等の内容が記載されたPETボトルリサイクル推進協議会からの要望書について、検討結果を含めた今後の対応について報告した。

（２）定時評議員会

○日 時：平成 30 年 6 月 27 日（水） 15 時 00 分～16 時 40 分

○場 所：霞山会館「霞山の間」（霞が関コモンゲート西館 37 階）

○評議員出席：29 名

○議 事：

<審議事項>

①理事の交代（案）について

議長の指示により、事務局から資料に基づき、任期途中における理事の交代案（下記就退任者リスト参照）について説明し、議長より出席者に諮ったところ、出席評議員全員の賛成により、異議なく承認された。なお、新理事の任期は、平成 30 年度定時評議員会（6 月 27 日）終結時より令和元年 6 月開催の定時評議員会終結時まで。

就 任	退 任
奥田 辰幸	上河 潔
浅野 正彦	末永 寿彦
秋野 卓也	宮澤 哲夫
田中 希幸	幸 智道
前川 恵士	橋本 賢二郎

②任期満了に伴う監事（第 3 期）の選任（案）について

議長の指示により、事務局から資料に基づき、任期満了となる監事の選任に関して、監事（第 3 期）の候補者（いずれも再任：下記 2 名）を提案し、議長より出席者に諮ったところ、出席評議員全員の賛成により、異議なく承認された。

提案に際しては、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法」）」及び「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」）」に定める役員の資格制限（一般法第 65 条）・認定申請欠格事由（認定法第 6 条の一）に関する確認を行い、監事候補者については、資格制限・欠格事由には該当しない旨の確認を得ているとの報告が事務局よりあった。なお、第 3 期監事の任期は平成 30 年度定時評議員会（6 月 27 日）終結時より令和 4 年 6 月開催の定時評議員会終結時まで。

本間 通義	志村 晃司
-------	-------

③任期満了に伴う評議員（第 3 期）の選任（案）について

議長の指示により、事務局から資料に基づき、任期満了となる評議員の選任に関して、評議員（第 3 期）の候補者（下記リスト掲載者 51 名）を提案し、議長より出席者に諮ったところ、出席評議員全員の賛成により、異議なく承認された。

提案に際しては、一般法及び認定法に定める役員の資格制限（一般法第 65 条）・認定申請欠格事由（認定法第 6 条の一）に関する確認を行い、評議員候補者については、資格制限・欠格事由には該当しない旨の確認を得ているとの報告が事務局よりあった。なお、第 3 期評議員の任期は平成 30 年度定時評議員会（6 月 27 日）終結時より令和 4 年 6 月開催の定時評議員会終結時まで。

足立 夏子	井岡 智子	石川 雅紀	板谷 伸彦
伊藤 章	伊藤 直樹	伊藤 洋	井上 淳
岩崎 哲也	岩垂 肇	江國 清志	大熊 洋二
大隅 和昭	大塚 直	岡田 臣弘	岡南 啓司
織田 哲雄	尾辻 昭秀	小野 隆弘	苧野 恭成
金丸 康夫	川村 和彦	古賀 明	小松崎 眞
西條 宏之	齊藤 昭	齊藤 崇	佐藤 昌弘
杣谷 尚彦	高崎 政則	高橋 勝浩	高橋 晴樹
滝本 修司	立花 太郎	田中 要範	田辺 義貴
鶴見 和良	土橋 芳和	中井 義兼	中田 雅史
中峯 准一	西尾 昇治	西野 豊秀	般若 攝也
諸橋 鉄男	山崎 茂樹	山田 政雄	山本 領
山本 順二	吉田 康夫	和田 務	

<報告事項>

①平成 29 年度事業報告について

②平成 29 年度財務諸表について

議長の指示により、事務局から資料に基づき、6 月 11 日開催の当協会平成 30 年度第 1 回定時理事会で承認された①「平成 29 年度事業報告」および②「平成 29 年度財務諸表」について、一括して報告した。①については先ず、小山専務理事より平成 29 年度の再商品化の量・金額の実績についてフロー図を用いて説明し、次に栗原常務理事より、平成 29 年度事業報告の概要について説明した。また、②については高松理事・総務部長から決算資料に基づいて説明を行った。

③平成 30 年度落札結果について

議長の指示により、堀田理事・企画広報部長から資料に基づき、各素材・手法別の加重平均落札単価及び落札数量と P E T ボトル・紙製容器包装の有償および逆有償落

札状況について報告した。

④平成 29 年度素材別再商品化実績等について

議長の指示により、ガラスびん及び紙製容器包装については鈴木理事から、PET ボトルについては橋本理事から、プラスチック製容器包装については石川理事から、それぞれの素材ごとに資料に基づき、29 年度の再商品化の実績（市町村からの引取数量、再商品化製品販売量等）について報告した。

⑤普及啓発・リスク管理に係る平成 29 年度報告等について

議長の指示により、堀田理事・企画広報部長から資料に基づき、協会設立 20 周年記念誌・容リ協ニュース・協会ホームページ・東京 2020 オリンピック・パラリンピック参画プログラムとの連携等の「普及啓発活動」について、ならびにリスク重点項目への対応・再商品化事業者への措置等の発行状況・不適正行為通報等の「リスク管理」について報告した。

⑥ペットボトルリサイクルの運用見直し等について

議長の指示により、橋本理事・PET ボトル事業部長から資料に基づき、平成 28 年 5 月の第 18 回産構審・中環審合同会合報告書を受けて発足させた“ペットボトルリサイクルの在り方検討会”における、ペットボトルリサイクルの運用見直しの状況等について報告した。

議長より出席者に質問は無いか問いかけたところ、次のとおり意見があり、当協会小山専務理事、栗原常務理事、石川理事・プラスチック容器事業部長から、当協会の考え方と対応について説明があった。

【中峯評議員（一般社団法人日本パン工業会 専務理事）】

事業計画について、事前に主務省からいろいろな注文が出ているという話を聞く。評議員は、理事に適正な業務執行を委任しているという立場であるが、主務省の話を一方的に聞くのではなく、容リ協会として独立した執行体制を築き、主務省と適正な関係を築くよう要請したい。

【栗原常務理事】

制度そのものや法で定めるルールについては、主務省が決める権限を持っている。協会としては、決まったルールの中で、各ステークホルダーのことを考えつつ、如何に適切な運用を行っていくかという観点で業務を遂行し、主務省とも協議をしている。

それが弱いということであれば、もっと努力をしていく必要があるが、特定事業者の方々もそれぞれの立場で、主務省に対して積極的に意見を言っていたらと思う。

【中峯評議員（一般社団法人日本パン工業会 専務理事）】

懸念しているのはプラスチック入札の上限価格設定の件であり、上限価格が再生処理事業者に漏れているのではないかとと思われるような入札結果である。

先日、食品業界 44 団体で主務大臣に要望書を提出し、より厳格な上限価格を設定するよう指定法人を指導することにより、委託費用を最小に引き下げることをお願いした。

主務省は上限価格を知り得る立場であると聞いているが、運用上おかしいの

ではないか。方向性については主務省から指導があるかもしれないが、容り協としてきちんとした設定をしていただきたい。

【小山専務理事】

上限価格の設定については2年前に、それまでの異常値排除の観点から、材料リサイクルの適正価格の担保という観点に変更され、そのために厳格に設定することとされた。

設定においては主務省との話し合いは行っておらず、協会で決めており、上限値管理の手順や方法については、平成18年度から内部規程を設けたうえで、弁護士を特別監査人として厳格に運用している。

【中峯評議員（一般社団法人日本パン工業会 専務理事）】

しかしながら、入札結果を見ると何らかの改善策は必要である。

【小山専務理事】

社会的コストの適正化・低減については、きちんと取り組んでいくので、引き続きご指導いただきたい。

【花澤評議員（一般財団法人食品産業センター 参与）】

事業報告書には、プラスチック入札制度に関して、「再商品化コスト上昇への対応策を検討し、優先入札枠におけるボーダーラインの設定など運用の改善を図った」との記載があるが、30年度、31年度入札について、どのように運用改善を図るのか伺いたい。

また先日、食品業界として主務省宛てに要望書を提出した。要望書では、材料リサイクル優先枠撤廃が一番であるが、その他にも、入札制度の運用改善として、より厳格な上限価格の設定及び安定枠と効率化枠の比率を現在の9対1から2対1にするよう、強く要請している。優先枠の中で競争条件が働くようにして欲しいという意図である。

【石川理事・プラスチック容器事業部長】

ボーダーラインの設定については、30年度分の入札から運用を開始している。結果として、材料リサイクルの構成比率が59.4%となり、前年度に比べて9.4%の材料リサイクル事業者が、一般枠（主としてケミカルリサイクル事業者が入札する枠）に移動した。材料リサイクルの落札単価は、優先枠では千数百円上昇したものの、全体では48円の上昇に抑えられた。その意味では、ボーダーラインの設定、一般枠への移行などの制度が機能したと考えている。

今年度についても適正に運用を図り、上限価格の設定についても厳しく管理しつつ設定したいと考えている。

【花澤評議員（一般財団法人食品産業センター 参与）】

入札制度における運用の見直しが目的を果たしているという趣旨の説明であったと思うが、前年度9%弱入札単価が上がり、今年度も微増となった。微増だから良いと聞こえるような発言は、我々としては不本意である。

昨年、大幅に上がった問題について分析し、運用改善を図っていただきたい。

【尾辻評議員（一般社団法人日本冷凍食品協会 常務理事）】

材料リサイクルの単価上昇が小さな金額に収まったという説明だが、評価できない。

材料リサイクル優先枠で利益が出るような入札が通り、ボーダーラインを下回った一部の事業者が元々安価な一般枠に移っただけであり、到底評価できない。

⑦PETボトルリサイクル推進協議会からの要望書への対応について

議長の指示により、橋本理事・PETボトル事業部長から資料に基づき、平成30年度の落札結果を受け、従来よりも多く見込まれる30年度再商品化実施委託料の余剰金を、30年6月請求（7月末支払い）以降の委託料と相殺して欲しいなどとするPETボトルリサイクル推進協議会からの要望について、検討結果を含めた今後の対応について報告した。なお、具体的な対応は、下期落札結果判明後に実施の可否を決定する前提で、10月もしくは12月の理事会で実施を決議して、30年度限りの特例措置として年度末の返金を行うこととしている。

2. 第1回臨時理事会・第2回臨時理事会

（1）第1回臨時理事会

○日 時：平成30年6月27日（水）17時00分～17時15分

○場 所：公益財団法人日本容器包装リサイクル協会大会議室

○理事出席：18名

○議 事：

<審議事項>

①業務執行理事の選任（案）について

議長の指示により、事務局から資料に基づき、業務執行理事の候補者に関して説明し、議長より出席者に諮ったところ、前川 恵士氏が出席理事全員の賛成により、異議なく「業務執行理事」に選任された。

（2）第2回臨時理事会

○日 時：平成30年10月18日（木）15時30分～16時30分

○場 所：公益財団法人日本容器包装リサイクル協会大会議室

○理事出席：16名

○議 事：

<審議事項>

①平成31年度再商品化実施委託単価（案）及び平成30年度抛出委託単価（案）について

議長の指示により、事務局から資料に基づき説明した後、議長より出席者に諮ったところ、出席理事全員の賛成により承認された。

②平成31年度における消費税対応について（案）

議長の指示により、事務局から資料に基づき、消費税が令和元年10月に8%から10%に引き上げられる予定であることに伴い、特定事業者が当協会へ支払う再商品化実施委託料金の支払方法別での消費税設定（8、10%）について説明した後、議長より出席者に諮ったところ、出席理事全員の賛成により承認された。

③平成 30 年度 P E T ボトル実施委託料金の返還について（案）

議長の指示により、事務局から資料に基づき、平成 30 年度の落札結果を受け、従来よりも多く見込まれる 30 年度再商品化実施委託料の余剰金につき、従来よりも早めに返還して欲しいなどとする P E T ボトルリサイクル推進協議会からの要望を踏まえ、平成 31 年 3 月中下旬に、特定事業者から支払われた金額の 55%を返還する旨について説明した後、議長より出席者に諮ったところ、出席理事全員の賛成により承認された。

<報告事項>

①平成 30 年度協会上期事業活動報告について

議長の指示により、事務局から資料に基づき、（イ）平成 30 年度引き取り・販売状況、（ロ）海外の P E T ボトルリサイクル事情調査、（ハ）不正・不適正行為の防止および危機管理体制の維持強化、（ニ）特定事業者の再商品化委託申込促進に向けた取組み、（ホ）分別基準適合物の品質改善に向けた取組み、（ヘ）協会ホームページによる情報公開、利便性向上の取組み、（ト）平成 30 年度下期及び通期の P E T ボトル落札結果について報告があった。

②次回理事会（第 2 回定時理事会）等の開催スケジュールについて

議長の指示により、事務局から資料に基づき、次回理事会、評議員会の開催スケジュール等について報告があった。

報告後、議長より出席者に意見を求めたところ、川村理事より、第 2 回理事会に予定されている時間帯が 3 R 推進団体連絡会の会議と重なっているため、後日、時間調整について相談したい旨の依頼があった。

3. 第2回定時理事会・臨時評議員会

（1）第2回定時理事会

○日 時：平成 30 年 12 月 4 日（火）12 時 00 分～13 時 30 分

○場 所：公益財団法人日本容器包装リサイクル協会大会議室

○理事出席：18 名

○議 事：

<審議事項>

①評議員会への提案事項

（ア）平成 31 年度事業計画（案）について

議長の指示により、資料に基づき、先ず、小山専務理事より平成 31 年度の再商品化の量・金額の予算についてフロー図を用いて説明し、次に栗原常務理事より、平成 31 年度事業計画（案）の概要について説明した。

（イ）平成 31 年度収支予算（案）について

議長の指示により、高松理事から資料に基づき、平成 31 年度収支予算（案）に関して説明し、事業計画（案）と収支予算（案）の両議案について、議長より出席者に諮ったところ、出席理事全員の賛成により、異議なく承認され、臨時評議員会に提案することとなった。

(ウ) 評議員の交代（案）について

議長の指示により、事務局から資料に基づき次のとおり説明し、議長より出席者に諮ったところ、出席理事全員の賛成により、異議なく承認され、臨時評議員会に提案することとなった。

就 任	退 任
板垣 武志	滝本 修司
内藤 明	西野 豊秀

②平成 30 年度「臨時評議員会」の開催日程及び議事等（案）について

議長の指示により、事務局から資料に基づき説明し、議長より出席者に諮ったところ、出席理事全員の賛成により、異議なく承認された。

また、審議事項とは別に次のとおり意見があり、当協会栗原常務理事から当協会の考え方と対応について説明があった。

【久保 直紀 理事（プラスチック容器包装リサイクル推進協議会 専務理事）】

プラスチック容器包装リサイクル推進協議会の理事に、日本容器包装リサイクル協会の評議員の方がおり、要望があったためお伝えする。

2 点あり、1 点目は予算建て時の見込みの落札単価の予測精度を上げ、設定する委託単価との乖離を小さくし、委託料の余剰精算率を下げたい。ということ。

もう一点は、評議員の業務と役割と責任がはっきりせず、評議員会で意見を述べても取り上げられないという不満があること。再考してほしいとの強い要望であるため、評議員会で何らかの回答をしていただけると有り難い。

【栗原常務理事】

2 点の意見については承った。予算の精度向上については引き続き検討を進める。

評議員の役割については、関係法令を背景とした、当協会の定款で決まっていることであり、定款に則った運営をしている。同様のご意見を踏まえ、単価、実績や再商品化を取り巻く環境など、評議員会での議事を増やし、評議員の方々への情報提供、公開を拡充するよう努めており、引き続き更なる改善を図りたいと考えている。

【久保 直紀 理事（プラスチック容器包装リサイクル推進協議会 専務理事）】

評議員については、プラの入札制度の問題等で、発言しても十分な回答がなされないことについて不満が溜まっていると思われる。発言があった際には丁寧な対応をお願いしたい。

<報告事項>

①平成 30 年度の素材別再商品化実績等について

議長の指示により、ガラスびん及び紙製容器包装については鈴木理事から、PET ボトルについては前川理事から、プラスチック製容器包装については石川理事から、それぞれの素材ごとに資料に基づき、平成 30 年度の再商品化の実績（市町村からの引取数量、再商品化製品販売量等）について報告した。

②再商品化事業を取り巻く環境について

議長の指示により、堀田理事から資料に基づき、中国の環境規制強化による廃棄物輸入禁止措置に関連する情報、当協会におけるリスク管理の現況及び平成 31 年度向け再生処理事業者登録に係る判定結果等について報告があった。

(2) 臨時評議員会

○日 時：平成 30 年 12 月 14 日（金） 13 時 30 分～15 時 00 分

○場 所：東海大学校友会館「阿蘇の間」（霞が関ビル 35 階）

○評議員出席：33 名

○議 事：

<審議事項>

①平成 31 年度事業計画（案）について

議長の指示により、資料に基づき、先ず、小山専務理事より平成 31 年度の再商品化の量・金額の予算についてフロー図を用いて説明し、加えて下記内容の説明をした。

【小山専務理事】

去る 12 月 4 日に当協会の定時理事会があり、その中で、ある理事より評議員をされている方から次のような要望があったとの発言があった。その内容は、評議員としての役割と責任があるため、評議員会で意見をいろいろと申しあげているが、取り上げられていない不満があるとのことであった。

評議員は現在 51 名おり、そのうちの約 40 名が大手特定事業者からなる団体の代表者の方である。評議員会でお諮りする重要事項は、次年度の事業計画案、予算案、評議員の選任、理事・監事の選任、定款の変更、財産の処分などとなっている。皆様からのご意見を踏まえ、こうした事項の他に、再商品化に関する単価や実績、再商品化を取り巻く環境等、評議員会の議事を増やし、評議員の方々へのご報告、情報提供を拡充するよう努めており、ご意見をしっかり受け止めて、結果を出せるように引き続き更なる改善を図りたいと考えている。評議員の方々のご理解とご指導をお願いしたい。

次に栗原常務理事より、平成 31 年度事業計画（案）の概要について説明した。

説明後に議長より出席者に質問は無いか問いかけたところ、次のとおり質問があり、栗原常務理事から当協会の考え方と対応について説明があった。

【中峯評議員（一般社団法人日本パン工業会 専務理事）】

「入札制度について課題の検証を行い国へ提示する。特に、落札価格が上昇に転じている優先枠の競争環境の改善に向けて具体策案を検討する」と書かれており、また、30 年度計画では「国の指導のもと改善検討を進める」と書かれていたが、31 年度計画では「国の指導のもと」という文言も消えており、独立的な立場である容り協としての姿勢が感じられる事業計画案になっていると思う。31 年度事業計画については評価しているが、今年度実施する入札に向けては、何らかの改善策は取られているのか。

【栗原常務理事】

30 年度分入札から、材料リサイクルについては総合的評価に基づいて一定のボーダーラインを設けた。加えて、入札説明会で優先枠、非優先枠の事業者リストを開示したことで、一般枠価格の一定の引き下げ効果はあったと思っている。しかし、ボーダーラインについては、まだ1回しか実施していないため、今年度の31 年度分入札で落札結果への影響がどのようになるのか、まだ読めない状況である。今年度の結果を踏まえたうえで、今後分析をしていきたいと考えている。

【中峯評議員（一般社団法人日本パン工業会 専務理事）】

今年度についても、前年度同様に一般枠へ移行する事業者が見込まれているのか知りたい。

【栗原常務理事】

見込まれている。

以上の質疑応答の後、議長より平成 31 年度事業計画（案）について改めて出席者に諮ったところ、満場一致で異議なく承認された。

②平成 31 年度収支予算（案）について

議長の指示により、高松理事から資料に基づき、平成 31 年度収支予算（案）に関して説明し、議長より出席者に諮ったところ、満場一致で異議なく承認された。

③評議員の交代（案）について

議長の指示により、栗原常務理事から資料に基づき、次のとおり説明し、議長より出席者に諮ったところ、満場一致で異議なく承認された。

就 任	退 任
板垣 武志	滝本 修司
内藤 明	西野 豊秀

<報告事項>

①平成 31 年度再商品化実施委託単価及び平成 30 年度抛出委託単価について

議長の指示により、堀田理事から資料に基づき、平成 31 年度再商品化実施委託単価及び平成 30 年度抛出委託単価について説明があり、平成 30 年度第 2 回臨時理事会にて承認された旨の報告をした。

②平成 31 年度における消費税対応について

議長の指示により、高松理事から資料に基づき、消費税が令和元年 10 月に 8 % から 10 % に引き上げられる予定であることに伴う、特定事業者が当協会へ支払う再商品化実施委託料金の支払方法別での消費税設定（8、10 %）について説明があり、平成 30 年度第 2 回臨時理事会にて承認された旨の報告をした。

③平成 30 年度 P E T ボトル実施委託料金の返還について

議長の指示により、高松理事から資料に基づき、平成 30 年度の落札結果を受け、従来よりも多く見込まれる平成 30 年度再商品化実施委託料の余剰金につき、従来よりも早めに返還して欲しいなどとする P E T ボトルリサイクル推進協議会からの要望を踏まえ、平成 31 年 3 月中下旬に、特定事業者から支払われた金額の 55 % を返還する旨

について説明があり、平成30年度第2回臨時理事会にて承認された旨の報告をした。

④平成30年度の素材別再商品化実績等について

議長の指示により、ガラスびん及び紙製容器包装については鈴木理事から、PETボトルについては前川理事から、プラスチック製容器包装については石川理事から、それぞれの素材ごとに資料に基づき、平成30年度の再商品化の実績（市町村からの引取数量、再商品化製品販売量等）について報告した。

⑤再商品化事業を取り巻く環境について

議長の指示により、堀田理事から資料に基づき、中国の環境規制強化による廃棄物輸入禁止措置に関連する情報、当協会におけるリスク管理の現況及び平成31年度向け再生処理事業者登録に係る判定結果等について報告があった。

4. 監事会

（1）第1回監事会

○日 時：平成30年5月28日（月）16時30分～18時

○場 所：当協会大会議室

○出席者：9名（監事2名、協会関係者等7名）

○議 事：

①平成29年度の事業活動報告（案）

②平成29年度再商品化実績（総括・フロー図）

③リスク管理対応について（平成29・30年度）

④平成29年度決算報告（案）

⑤平成29年度の会計監査報告及び平成30年度の会計監査計画

⑥内部監査結果及び臨時監査結果について

⑦その他

（2）第2回監事会

○日 時：平成30年11月28日（水）16時30分～18時00分

○場 所：当協会大会議室

○出席者：5名（監事1名、協会関係者4名）

○議 事：

①平成31年度の事業計画案について

②平成31年度の収支予算案について

③再商品化事業を取り巻く環境について

④次年度の監査法人の選任について

⑤その他

5. 常設委員会

委員会設置規則に基づき、次の各委員会を構成し、各々下記の活動を行った。

(注) 各委員会委員の氏名は、後述の項目(Ⅳ 組織「3. 常設委員会委員」)に記載。任期は平成30年4月1日～令和2年3月31日まで。

(1) 総務企画委員会

回数・日時	場所・出席者数	議 事
第1回 30年6月8日(金) 10時30分 ～12時30分	大会議室・ 11名	① 平成29年度事業報告(案)について ② 平成29年度財務諸表(案)について ③ その他 ＜報告事項＞ ① 平成29年度再商品化実績(総括)等について ② 普及啓発・リスク管理に係る平成29年度報告等について ③ ペットボトルリサイクルの運用見直し等について ④ PETボトルリサイクル推進協議会からの要望書への対応について ⑤ 平成30年度第1回定時理事会、定時評議員会及び第1回臨時理事会の開催について ⑥ その他
第2回 30年10月18日(木) 12時 ～14時00分	大会議室・ 10名	① 平成31年度再商品化実施委託単価(案)及び平成30年度抛出委託単価(案)について ② 平成31年度事業計画(案)について ③ 平成31年度収支予算(案)について ④ 平成30年度PETボトル実施委託料金の返還について(案) ⑤ その他 ＜報告事項＞ ① 平成30年度協会上期事業活動報告について ② 第2回臨時理事会、第2回定時理事会及び臨時評議員会の開催について ③ その他

(2) ガラスびん事業委員会

回数・日時	場所・出席者数	議 事
第1回 30年6月7日(木) 10時30分 ～12時30分	大会議室・ 14名	① ガラスびん事業部の平成29年度業務報告について ② 平成29年度事業報告(案)について ③ 平成29年度財務諸表(案)について ④ 平成30年度ガラスびん事業部活動計画について ⑤ その他
第2回 30年10月18日(木) 10時30分 ～12時30分	大会議室・ 16名	① 平成31年度再商品化実施委託単価(案)について ② 平成30年度抛出委託単価(案)について ③ 平成31年度事業計画(案)について ④ 平成31年度ガラスびん事業部収支予算書(案)について ⑤ 平成30年度ガラスびん事業部上期活動報告 ⑥ その他

(3) PETボトル事業委員会

回数・日時	場所・出席者数	議 事
第1回 30年6月5日(火) 10時30分 ～12時30分	大会議室・ 16名	① PETボトル事業部の平成29年度業務報告について ② 平成29年度事業報告(案)について ③ 平成29年度財務諸表(案)について ④ 平成30年度PETボトル事業部活動計画について ⑤ 下期入札のスケジュール等 ⑥ その他
第2回 30年10月17日(水) 10時30分 ～12時30分	大会議室・ 17名	① 平成31年度PETボトル再商品化実施委託単価(案)について ② 平成30年度PETボトル抛出委託単価(案)について ③ 平成31年度事業計画(案)について ④ 平成31年度PETボトル事業部収支予算書(案)について ⑤ 平成30年度のPETボトル再商品化実施委託料金の返還について ⑥ PETボトル事業部平成30年度上期活動報告 ⑦ その他

(4) 紙容器事業委員会

回数・日時	場所・出席者数	議 事
第1回 30年6月6日(水) 10時30分 ～12時30分	大会議室・ 15名	① 紙容器事業部の平成29年度業務報告について ② 平成29年度事業報告(案)について ③ 平成29年度財務諸表(案)について ④ 平成30年度紙容器事業部活動計画について ⑤ その他
第2回 30年10月16日(火) 10時30分 ～12時30分	大会議室・ 12名	① 平成31年度再商品化実施委託単価(案)について ② 平成30年度抛出委託単価(案)について ③ 平成31年度事業計画(案)について ④ 平成31年度紙容器事業部収支予算書(案)について ⑤ 平成30年度紙容器事業部上期活動報告 ⑥ その他

(5) プラスチック容器事業委員会

回数・日時	場所・出席者数	議 事
第1回 30年5月30日(水) 10時30分 ～12時30分	大会議室・ 16名	① 平成29年度プラスチック容器事業部業務報告(案)について ② 平成29年度事業報告書(案)について ③ 平成29年度財務諸表(案)について ④ 平成30年度プラスチック容器事業部活動計画(案)について ⑤ その他
第2回 30年10月16日(火) 15時 ～17時	大会議室・ 16名	① 平成31年度再商品化実施委託単価(案)について ② 平成30年度抛却委託単価(案)について ③ 平成31年度事業計画(案)について ④ 平成31年度収支予算書(案)について ⑤ 平成30年度プラスチック容器事業部上期活動報告 ⑥ その他

6. 再商品化見通し等報告会

各事業委員会及び総務企画委員会の委員全員を対象とした「報告会」。

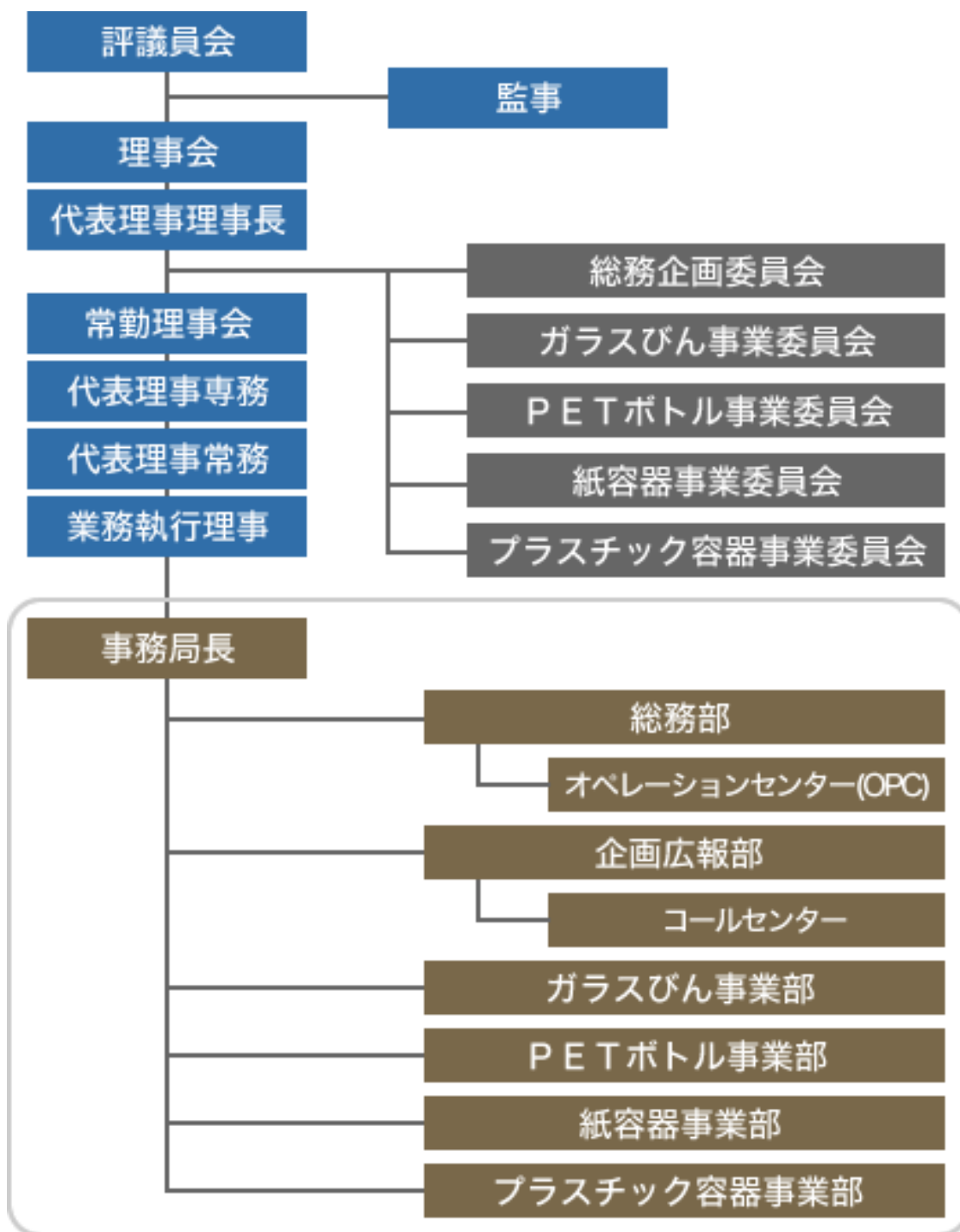
日時	場所・出席者数	議 事
31年3月5日(火) 13時30分 ～15時	主婦会館プ ラザエフ 「スズラ ン」・44名	① 平成30年度再商品化実績見通し(総括)について ② 平成30年度収支見通しについて ③ 平成31年度再商品化事業者の落札結果について ④ PETボトルリサイクルの運用見直しについて ⑤ プラスチック製容器包装へのリチウムイオン電池混入による発煙トラブルについて ⑥ その他

7. その他諸会議等

会 議 名	日 時	場所・出席者数
危機管理委員会	・29年度リスク対応年間まとめ及び30年度リスク対応目標設定 ：30年4月16日（月） 14時00分～15時30分 ・第1四半期フォロー ：30年7月30日（月） 10時00分～11時30分 ・第2四半期フォロー ：30年10月29日（月） 14時00分～15時00分 ・第3四半期フォロー ：31年1月28日（月） 14時30分～15時30分	各回とも 大会議室 8名
	(危機管理セミナー) テーマ：情報セキュリティ基礎研修 講師：株式会社横浜ITサポート 小杉 史郎 氏 30年7月17日（火）、18日（水） 13時30分～15時00分	大会議室 協会役職員全員
広報専門委員会	31年2月12日（火）15時00分～16時30分	大会議室 23名

Ⅳ 組織（平成31年3月31日現在）

1. 組織図



<事務局> 33名（OPC、派遣職員を除く）

2. 役員（理事・監事）・評議員及び会計監査人

（１）役員（第５期理事・第３期監事）

（敬称略・順不同）

役 職	氏 名	所 属 団 体 名 等	左記所属団体等での役職等
代表理事理事長 業務執行理事	齋藤 信雄	東洋ガラス株式会社	相談役
代表理事専務 業務執行理事	小山 博敬	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	
代表理事常務 業務執行理事	栗原 博	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	事務局長
業務執行理事	鈴木 隆	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	ガラスびん事業部長兼 紙容器事業部長
業務執行理事	前川 恵士	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	PETボトル事業部長
業務執行理事	石川 昇	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	プラスチック容器事業部長
業務執行理事	高松 和夫	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	総務部長
業務執行理事	堀田 肇	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	企画広報部長
理事	秋野 卓也	PETボトルリサイクル推進協議会	専務理事
理事	浅野 正彦	PETボトル協議会	事務局長
理事	井田 久雄	一般社団法人プラスチック循環利用協会	専務理事
理事	奥田 辰幸	日本製紙連合会	常務理事
理事	川村 節也	紙製容器包装リサイクル推進協議会	専務理事
理事	岸村 小太郎	日本プラスチック工業連盟	専務理事
理事	久保 直紀	プラスチック容器包装リサイクル推進協議会	専務理事
理事	栗原 正雄	公益財団法人古紙再生促進センター	副理事長
理事	田中 希幸	ガラスびん3R促進協議会	理事・事務局長
理事	朽原 克彦	日本商工会議所	理事
理事	中邑 功	公益社団法人食品容器環境美化協会	事務局長
理事	吉永 茂樹	日本ガラスびん協会	専務理事
監事	本間 通義	弁護士（本間合同法律事務所）	
監事	志村 晃司	公認会計士（志村公認会計士事務所）	

理事 20 名、監事 2 名

※₁ 第 5 期理事の任期：平成 29 年度定時評議員会（6 月 28 日）終結時

～令和元年 6 月開催の定時評議員会終結時

※₂ 第 3 期監事の任期：平成 30 年 6 月 27 日～令和 4 年 6 月開催の定時評議員会終結時

(2) 第3期評議員

(敬称略・順不同)

氏 名	所 属 団 体 名 等	役 職 等
足立 夏子	NPO法人持続可能な社会をつくる元気ネット	副事務局長
井岡 智子	一般財団法人消費科学センター	企画運営委員
石川 雅紀	神戸大学大学院 経済学研究科	教授
板垣 武志	ビール酒造組合	専務理事
板谷 伸彦	日本生活協同組合連合会	サステナビリティ推進部長
伊藤 章	一般財団法人家電製品協会	専務理事
伊藤 直樹	一般社団法人日本貿易会	広報・CSRグループ長
伊藤 洋	日本洋酒酒造組合	専務理事
井上 淳	日本チェーンストア協会	専務理事
岩崎 哲也	日本歯磨工業会	専務理事
岩垂 肇	日本マーガリン工業会	専務理事
江國 清志	全国卸売酒販組合中央会	専務理事
大熊 洋二	公益社団法人全国都市清掃会議	専務理事
大隅 和昭	一般社団法人日本惣菜協会	事務局長
大塚 直	早稲田大学大学院 法務研究科	教授
岡田 臣弘	一般社団法人日本乳業協会	専務理事
岡南 啓司	日本蒸留酒酒造組合	専務理事
織田 哲雄	公益財団法人食品等流通合理化促進機構	専務理事
尾辻 昭秀	一般社団法人日本冷凍食品協会	常務理事
小野 隆弘	一般社団法人日本印刷産業連合会	常務理事
苧野 恭成	全国商工会連合会	事務局長
金丸 康夫	一般社団法人日本フードサービス協会	専務理事
川村 和彦	一般社団法人日本果汁協会	専務理事
古賀 明	日本酒造組合中央会	常務理事
小松崎 眞	全国食酢協会中央会	専務理事
西條 宏之	日本石鹼洗剤工業会	専務理事
齊藤 昭	一般社団法人日本植物油協会	専務理事
齊藤 崇	杏林大学 総合政策学部	教授
佐藤 昌弘	製粉協会	理事・事務局長
杣谷 尚彦	全日本自治団体労働組合	副中央執行委員長
高崎 政則	日本スーパ協会	専務理事
高橋 勝浩	全国市長会	廃棄物処理対策特別委員長
高橋 晴樹	全国中小企業団体中央会	専務理事
立花 太郎	全国農業協同組合連合会	総務部資産管理課長
田中 要範	全国漁業協同組合連合会	漁政部長
田辺 義貴	一般財団法人食品産業センター	専務理事

鶴見 和良	全日本菓子協会	専務理事
土橋 芳和	公益社団法人日本缶詰びん詰レトルト食品協会	専務理事
内藤 明	一般社団法人全日本コーヒー協会	専務理事
中井 義兼	一般社団法人日本即席食品工業協会	事務局長
中田 雅史	一般社団法人全国清涼飲料連合会	専務理事
中峯 准一	一般社団法人日本パン工業会	専務理事
西尾 昇治	東京商工会議所	常務理事
般若 攝也	日本醤油協会	専務理事
諸橋 鉄男	日本製薬団体連合会	調査役
山崎 茂樹	日本百貨店協会	専務理事
山田 政雄	一般社団法人日本経済団体連合会	環境安全委員会廃棄物・リサイクル部会長
山本 領	全国菓子工業組合連合会	専務理事
山本 順二	日本化粧品工業連合会	専務理事
吉田 康夫	全国商店街振興組合連合会	専務理事
和田 務	全日本カレー工業協同組合	専務理事

評議員 51 名

※ 第3期評議員の任期：平成30年6月27日～令和4年6月開催の定時評議員会終結時

(3) 会計監査人 有限責任監査法人トーマツ

3. 常設委員会委員

(1) 総務企画委員会

(敬称略・順不同)

	氏 名	所属団体（企業）名	役 職
委員長	小林 治彦	日本商工会議所	産業政策第二部長
委員	青木 庸三	コカ・コーラ協会	専務理事
委員	伊藤 直樹	一般社団法人日本貿易会	広報・CSRグループ長
委員	井上 淳	日本チェーンストア協会	専務理事
委員	河野 清	東洋ガラス株式会社	代表取締役社長
委員	中井 敏雄	プラスチック容器包装リサイクル推進協議会	会長
委員	中田 雅史	一般社団法人全国清涼飲料連合会	専務理事
委員	濱岡 智	サントリーホールディングス株式会社	執行役員 コーポレートコミュニケーション本部長
委員	松田 直行	紙製容器包装リサイクル推進協議会	会長
委員	森 泰治	PETボトルリサイクル推進協議会	会長
委員	栗原 博	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	代表理事常務・事務局長

(2) ガラスびん事業委員会

(敬称略・順不同)

	氏 名	所属団体（企業）名	役 職
委員長	河野 清	東洋ガラス株式会社	代表取締役社長
委員	石川 保久	サントリーホールディングス株式会社	サステナビリティ推進部 専任部長
委員	石黒 隆	一般社団法人全国清涼飲料連合会	企画部長
委員	石塚 久継	石塚硝子株式会社	代表取締役社長
委員	小穴 秀隆	キリン株式会社	ＣＳＶ戦略部 主査
委員	落合 宏之	東洋ガラス株式会社	環境グループリーダー
委員	亀井 慶承	日本酒造組合中央会	理事
委員	坂口 正之	日本化粧品工業連合会	常務理事
委員	田中 希幸	ガラスびん３Ｒ促進協議会	理事・事務局長
委員	堤 健	日本耐酸壺工業株式会社	代表取締役社長
委員	新村 真仁	宝ホールディングス株式会社	環境広報部副部長
委員	藤川 優	大塚製薬株式会社	業務管理部 部長
委員	本多 永幸	コカ・コーラ協会	幹事
委員	山村 幸治	日本山村硝子株式会社	代表取締役社長
委員	吉永 茂樹	日本ガラスびん協会	専務理事
委員	渡邊 聡一郎	一般財団法人食品産業センター	技術環境部次長
委員	鈴木 隆	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	業務執行理事・ ガラスびん事業部長

(3) PETボトル事業委員会

(敬称略・順不同)

	氏 名	所属団体（企業）名	役 職
委員長	森 泰治	PETボトルリサイクル推進協議会	会長
委員	青木 庸三	コカ・コーラ協会	専務理事
委員	秋野 卓也	PETボトルリサイクル推進協議会	専務理事
委員	浅野 正彦	PETボトル協議会	事務局長
委員	浅利 勉	株式会社吉野工業所	容器開発部 試作・試験課 主事
委員	石川 保久	サントリーホールディングス株式会社	サステナビリティ推進部 専任部長
委員	今井 泰彦	キッコーマン株式会社	環境部長
委員	小穴 秀隆	キリン株式会社	ＣＳＶ戦略部 主査
委員	岡部 容子	日本コカ・コーラ株式会社	広報・パブリックアフェアーズ 本部 広報部 グループマネジャー
委員	高橋 浩二	三井化学株式会社	P T A・P E T事業部 課長
委員	徳永 啓二	日本醤油協会	理事
委員	中田 雅史	一般社団法人全国清涼飲料連合会	専務理事
委員	中町 浩司	東洋製罐グループホールディングス株式会社	環境部長

委員	新村 真仁	酒類PETボトルリサイクル連絡会	会長
委員	庭田 禎久	大塚製薬株式会社	環境推進室課長
委員	松沼 彩子	アサヒ飲料株式会社	コーポレートコミュニケーション部 ESG推進グループリーダー
委員	三田 和彦	北海製罐株式会社	技術管理部 安全・環境対策グループ員
委員	前川 恵士	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	業務執行理事・ PETボトル事業部長

(4) 紙容器事業委員会

(敬称略・順不同)

	氏 名	所属団体（企業）名	役 職
委員長	松田 直行	紙製容器包装リサイクル推進協議会	会長
委員	石黒 隆	一般社団法人全国清涼飲料連合会	企画部長
委員	稲留 弘師	日本石鹼洗剤工業会	専門職理事
委員	殖栗 正雄	一般社団法人日本印刷産業連合会	GP推進部 部長
委員	植松 巖	全日本紙器段ボール箱工業組合連合会	理事
委員	尾辻 昭秀	一般社団法人日本冷凍食品協会	常務理事
委員	亀井 慶承	日本酒造組合中央会	理事
委員	川村 節也	紙製容器包装リサイクル推進協議会	専務理事
委員	後藤 拓志	一般社団法人日本乳業協会	常務理事
委員	相馬 和仁	日本製紙連合会	原材料部 調査役
委員	高橋 亜子	日本百貨店協会	政策グループ副主幹
委員	鶴見 和良	全日本菓子協会	専務理事
委員	長尾 茂	日本角底製袋工業組合	専務理事
委員	増田 充男	日本チェーンストア協会	執行理事
委員	諸橋 鉄男	日本製薬団体連合会	調査役
委員	渡邊 聡一郎	一般財団法人食品産業センター	技術環境部次長
委員	鈴木 隆	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	業務執行理事・紙容器事業部長

(5) プラスチック容器事業委員会

(敬称略・順不同)

	氏 名	所属団体（企業）名	役 職
委員長	中井 敏雄	プラスチック容器包装リサイクル推進協議会	会長
委員	井田 久雄	一般社団法人プラスチック循環利用協会	専務理事
委員	伊藤 和徳	一般財団法人食品産業センター	技術環境部次長
委員	岸村 小太郎	日本プラスチック工業連盟	専務理事
委員	久保 直紀	プラスチック容器包装リサイクル推進協議会	専務理事
委員	斉藤 昭	一般社団法人日本植物油協会	専務理事
委員	白土 元嗣	味の素株式会社	環境・安全・基盤マネジメント部

委員	神保 肇	全日本菓子協会	常務理事
委員	鶴田 雅文	一般社団法人日本プラスチック食品容器工業会	専務理事
委員	中井 義兼	一般社団法人日本即席食品工業協会	事務局長
委員	中田 雅史	一般社団法人全国清涼飲料連合会	専務理事
委員	中町 浩司	東洋製罐グループホールディングス株式会社	環境部長
委員	中村 好伸	日本ポリオレフィンフィルム工業組合	専務理事
委員	増田 充男	日本チェーンストア協会	執行理事
委員	町田 秀信	日本豆腐協会	専務理事
委員	柳井 智	一般社団法人日本印刷産業連合会	環境安全部部长
委員	柳田 康一	花王株式会社	サステナビリティ推進部長
委員	横田 憲雄	株式会社吉野工業所	環境室 リーダー
委員	石川 昇	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	業務執行理事・ プラスチック容器事業部長